

第3章 八王子の環境の現状と取組

第1節 人と自然が共生したまちをつくる

現状と課題

本市は山地、丘陵や台地といった多様な地形や植生など豊かな自然環境をもち、緑地が市域の約6割を占める市内でも有数のみどりが多く残る地域です。

本市への定住意向の理由として、「緑が多く自然に恵まれている」という回答が30年度市政世論調査でもトップを占めており（65.5%）、市民のみどりに対する要望が強いことが表れています。

みどりは、私たち市民にやすらぎや潤いをもたらすだけでなく、健全な水循環系の構築や地球温暖化の防止など多面的な機能を持っています。また、木質バイオマスとして、化石燃料に代わるエネルギー源としても注目されています。

現在、市街地を取り巻く森林・樹林地・農地は、農林業従事者の高齢化・後継者不足で管理が充分に行き届かないことや開発などにより、土地が改変されています。本市のみどりの移り変わりを樹林地率でみると、昭和45年に61%を占めていましたが、19年には47.10%まで減少し、全体的にみどりの減少が進んでいます。

本市において、樹林地、森林や農地などを含む緑被率は現状で61%（19年調査）となっています。市街地開発が進展する中、現在の緑地の水準を確保することが急務となっており、21年度に策定された「みどりの基本計画」では、10年後も同様の水準を保つことを目標としています。

また、市内の緑地には希少な動植物が生息しているとの情報も寄せられており、環境的価値に着目するとともに、生物多様性の観点から貴重な緑地を市の緑地保護地区及び斜面緑地保全区域に指定しているほか、都の緑地・里山の保全地域として、その保全を図っています。

水環境としては、浅川をはじめとする多摩川水系16河川の源流があり、多くの河川、湧水や沢などが存在します。河川の水質は、すべての環境基準点で環境基準（BOD75%水質値）を達成しており、絶滅危惧種を含む多種の魚類が確認されるようになっています。一方、森林や農地の荒廃や減少、宅地化や市街地化などによる雨水浸透機能の低下に起因すると思われる湧水の枯渇、河川水量の減少や瀬切れが散見され、水循環機能の低下が指摘されています。そのため市では、17年度より雨水浸透施設及び雨水貯留槽の設置に係る補助事業を行っているほか、26年度に策定した雨水貯留浸透推進計画により、公共施設や住宅の建築時や宅地開発の際に貯留浸透施設の設置を推進しています。水源地においては、森林再生事業や花粉の少ない森づくり事業などが森林の循環を進めることで水源かん養機能を向上させ、市街地では地下水の河川への導水などを行っています。

—八王子市のみどりの移り変わり—

①大正10(1921)年

65%の樹林地率



②昭和29(1954)年

68%／戦争や養蚕業の衰退により桑畑が減り、薪炭林に転用されたため、周辺部の平坦地に雑木林が多くなった



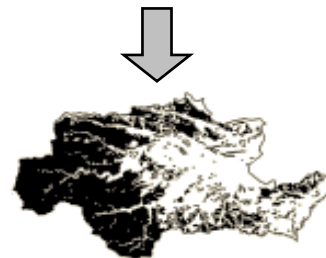
③昭和45(1970)年

61%／樹林地は市街地に変化する傾向が強まり、市面積の約7%にあたる樹林が減少した



④昭和54(1979)年

58%／美山・小津地区の採石場、加住地区の住宅開発などの影響で大規模に改変された

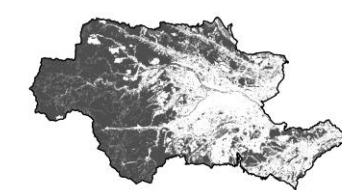


⑤平成2(1990)年

51%／ニュータウンをはじめ、住宅地、墓園や大学等の面的整備による大規模改変が進められた

⑥平成19(2007)年

47.10%／住宅開発等により年々減少した



第1項 みどりの多面的機能の活用

1 森林の適正管理

(1) 多摩の森林再生事業

森林の働きを回復させるため、都と森林所有者の間で協定を結び、手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐を、市が都より受託し実施しています。また、森林所有者にはパンフレットを送付し、事業の周知を図っています。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
間伐実施面積 (ha)	33.72	58.11	57.87	64.93	46.55

(2) 森林の所有者や林地の境界などに関する情報の公表

森林経営計画は森林法に基づき、森林所有者等が森林の施業及び保護について、自らが作成する計画です。計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とした制度です。

30年度末で10の計画地において、計画面積1,559.41haを樹立しています。

2 森林の活用

都環境局は、26年5月に策定した「民間主体との協働による緑地保全モデル事業基本方針」に基づき、一般財団法人セブン・イレブン記念財団と協定を締結し、川町の緑豊かな都有地において「自然環境保全・環境体験学習事業」を開始することになりました。

26年度には、都環境局、一般財団法人セブン・イレブン記念財団のほか、近隣町会・自治会、教育施設、市等により運営協議会を設立し、事業内容の検討を行いました。そのほか、活動の拠点となる管理棟・研究室の建設、駐車場の整備などを行い、27年4月に「高尾の森自然学校」を開校しました。

27年度以降、近隣の住民の方を中心としたボランティアによる森林整備活動や、自然観察会やクラフトワークなどの環境学習プログラムの実施のほか、企業や市内の小・中学校による環境保全活動の受入れ事業などを行っています。

市では、都環境局と一般財団法人セブン・イレブン記念財団が実施する事業への協力に関する協定を締結し、地元の町会・自治会、教育機関などとの連絡・調整、事業の広報などを担っています。

3 里山の管理・活用

(1) 里山の保全

自然環境の要素のひとつとして、丘陵地の森林や農地などが一帯となった「里山」があります。市内にはこうした里山を含む谷戸が多く残されており、景観要素としても重要なものとなっています。里山は、生きものの生息・生育環境として、また、人と自然のふれあいの場として重要な役割を担っています。さらには、里山での生活の中で育まれた文化が根付いています。

しかしながら、多様なみどりの機能を持つ里山は、土地所有者の高齢化などの社会情勢の変化に伴い、管理が放棄され、その公益的機能が低下する危機にあります。

都は、「東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）」の規定に基づき、保全すべき自然地のひとつとして「里山保全地域」を指定しており、市内では2か所が指定されています。市では、保全体や地域住民と協働を図り、指定された里山保全地域の維持管理・活用を推進するほか、都からの植生管理受託により間伐や下草刈りなどを業務委託しています。

また、市として上川の里を「特別緑地保全地区」に指定し、トイレや木道等の整備を行ったほか、地域団体へ日常管理を委託するなどし、保全活動を行っています。

(2) 東京グリーンシップ・アクション活動への支援

都では、自然保護条例に基づき保全地域を指定し、地域ごとに定められた保全計画に基づいて自然の保護と回復に向けた活動を進めています。残された貴重な自然を保全していくためには、都民、行政、企業、NPOがそれぞれの役割を担い、協力して取り組むことが重要となっています。

そこで、15年度から保全地域の良好な自然環境づくりと、より広い都民層に環境に対する関心を高めてもらうため、いくつかの保全地域においてNPO等による運営のもと、都や企業等と連携して自然環境保全活動事業を実施しています。これを「東京グリーンシップ・アクション」と称しています。

市は、この東京グリーンシップ・アクションの活動に必要な資材等の供給、NPOや企業だけでは出来ない高度な作業を専門業者へ委託することにより活動を支援し、里山保全に貢献し

ています。

(3) 環境学習の場所としての活用

里山を環境学習の場所として活用することは、実際の自然体験を通じて動植物の生息・生育に関する知識を身につけるだけでなく、人と自然が共生して育んできた里山の文化を知る機会でもあります。

ア 親山里山保全体験講座

市では毎年、上川の里や佐川急便「高尾１００年の森」、里山保全地域等において、小学生とその保護者を対象とした「親山里山保全体験講座」を企画し、森林観察や間伐材を利用したクラフトワーク等の体験講座を実施しています。このような自然体験を通じた体験学習は、自然環境に負荷をかけない生活様式を身につけられるとともに、自然環境の問題について理解し、課題を解決することにつながると考えています。



落ち葉掃き



クラフトワーク

イ 里山サポーター育成講座

市では、２７年度より里山保全活動に携わる人材の育成講座を実施しています。講座では、保全活動の基礎知識を学ぶ講義や、道具を使用しての下草刈りや間伐などの実習を行っています。（里山サポーター育成講座については、５３ページ「環境保全に精通した人材の育成・活用」にも掲載しています。）

4 評価

第2次環境基本計画の第4章では、4つの基本目標を基調として施策を体系的に定めており、市が中心となって推進する15の基本施策ごとに毎年度目標を立て、事業を進めています。基本施策ごとに市内部での点検・総括評価を行った上で、環境推進会議で相互評価を行っています。

ここでは、基本施策Ⅰ—1みどりの多面的機能の活用についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
市が保全をすすめている里山の数	2 か所	3 か所	3 か所	6 か所

(指標のねらい)

身近な自然環境である里山の間伐や下草刈りなどの手入れを行い、適正に管理することにより、みどりの持つ多面的な機能が活かされます。適正に管理されている里山を増やしていき、将来的には森林全体の多面的な機能を発揮させる取組を行います。

※3か所とは、堀之内里山保全地域、滝山里山保全地域、上川の里特別緑地保全地区。

基本施策の評価 : やや遅れている

<市内部での総括評価>

森林や里山を使用した講座を行い、みどりの活用を図るとともに、地域の保全団体と協働で管理が行われているが、成果指標である「市が保全をすすめている里山の数」の増加には至っていない。

<今後の展開>

里山の管理・活用を図るため、里山の維持管理など環境保全団体等と協働を図るとともに、各担当所管も連携した取組を構築するよう検討していく。また、引き続き計画的な森林の適正管理を行う。

<環境推進会議での相互評価>

保全をすすめる里山として、適切な管理が行われているか把握することも含め、引き続きみどりの適切な管理を進めてもらいたい。

第2項 森林の循環の強化

1 木材利用の推進

(1) 八王子産材を含む多摩産材利用促進

「花と緑のまちづくりフェア」で八王子産材製品の展示を行っています。また、農林課の木製パーテーションの作製や庁内に八王子産材製品を配布するなどのPR活動を行っています。市施設の建設にあたっては、29年度に「公共建築物等における多摩産材利用推進方針」を策定し、低層の建築物は木造化を進めるとともに、改修工事においては外壁や内装材の木質化により、多摩産材の利用を進めています。



まちなか交流・活動拠点 kikki+
(過去の工事例)

利用状況（30年度）

建物名	使用用途	使用量 (m ³)
道の駅八王子滝山	軒裏仕上材	0.90
道の駅八王子滝山	看板	0.08
台町二丁目地内	ベンチ	0.18
丹木町二丁目地内	鳥居支柱	0.02
八王子市役所	手摺	0.06
恩方東学童保育所	腰壁	0.70
	合計	1.94

(2) 木質バイオマスの利用促進

ア 木質ペレットストーブ設置費の補助

木質バイオマスの利用を促進するため、再生可能エネルギー利用機器設置費補助制度において、木質ペレットストーブを補助対象機器としており、30年度は6件の補助を行いました。



ペレットストーブ

イ 木質バイオマスボイラーの運営

再生可能エネルギーの普及啓発や豊富なみどりを有効活用するため、木質バイオマスボイラーを北野清掃工場に設置しています。

このボイラーは、長池公園から出る剪定樹木を燃料としており、ボイラーで沸かしたお湯を利用する足湯を併設しています。

社会科見学の児童やあったかホールの来館者等による利用も多く、30年度は、8,995名の方が利用しました。



北野清掃工場の足湯

2 評価

ここでは、基本施策Ⅰ—Ⅱ 森林の循環の強化についての評価結果を掲載します。

目標

目 標

八王子産の木材を含む多摩産材を普及・啓発し、活用をすすめる

（目標のねらい）

木材の搬出量を拡大し利用することで、森林の循環につなげます。

基本施策の評価： おおむね順調

＜市内部での総括評価＞

八王子産の木材を含む多摩産材の普及・啓発を目標とすることから成果指標は設けていないが、公共建築物等における多摩産材利用推進方針に基づき、市施設での改修工事等の際に多摩産材を使用した。イベントでの紹介を行うことで多摩産材のPRを行った。

＜今後の展開＞

引き続き、公共建築物等における多摩産材利用推進方針に沿って、公共建築物に多摩産材使用を推進するとともに、八王子産の木材を含む多摩産材の普及・啓発を行う。

＜環境推進会議での相互評価＞

市の「公共建築物等における多摩産材利用推進方針」に沿って、多摩産材を公共施設に利用するとともに、市民にも広くPRを行ってほしい。

第3項 まちなかのみどりの保全・創出

1 斜面緑地の保全

(1) みどりを保全する施策

ア 市街地に残る斜面緑地の保全

市街地にある丘陵地の斜面に残る緑地のみどりを市・市民・事業者及び土地所有者が一体となって保全していくため、それぞれの責務を明らかにするとともに、保全すべき緑地の指定と保全に伴う支援や緑地の管理の基本的事項を定めた「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を17年7月1日に施行しました。また、「緑化基金条例」を改正し、「みどりの保全基金条例」として17年3月8日に施行しました。

(ア) 条例に基づく施策

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地は近年の宅地化などにより徐々に減少しており、その保全に取り組んできましたが、法令や都条例等による十分な保全措置がとれないため、この貴重なみどりを守っていくことが非常に困難となっていました。

これらの斜面緑地のみどりは、わたしたちの身近な生活圏内にあり、その自然の景観は心を豊かにするだけでなく、動植物の生息地となっているほか、木々の環境浄化作用により健康保持にもつながるなど、大きな役割を担っています。

そこで、これらの役割を「みどりが持つ環境的な価値」と考え、残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全できるよう、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき、法律やこれまでの条例等では保全しきれなかった緑地を守っていきます。



市街地に残る貴重なみどり

—条例の特徴—

- (1) 公募市民や学識経験者などで組織する委員会と市民の意見を反映して、斜面緑地保全区域を指定
- (2) みどりの環境的な価値に相当した支援
- (3) 保全区域内の行為（伐採等）の届出の義務化
- (4) 斜面緑地のみどりの保全を目的に活動する団体などの支援、育成

この条例に基づく斜面緑地保全区域は、30年度末現在で46か所、指定面積279,816.99㎡となっています。

(イ) みどりの保全基金の活用

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と中心市街地などの緑化を推進するため、「みどりの保全基金」を設置しています。基金の財源として、開発行為による植樹委託金などを繰入れ、基金の充実を図っています。引き続き市のホームページ等を通して、保全基金の活用を紹介しながら周知に努めていきます。

(ウ) グリーンマッチング八王子の取組

「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき指定された斜面緑地保全区域内において、所有する緑地の維持管理・活用の手伝いを希望する土地所有者と、緑地での活動や手伝いを希望する保全団体を、市が仲介役となって引き合わせ、三者が連携して緑地の保全をしていく制度です。土地所有者は活動場所の提供と活動に必要な保全活動協力金の提供を、保全団体は保全活動協力金を活かして保全活動の実施を、市は総合的な調整、技術的指導、専門的助言、道具提供、傷害保険の加入等の支援をそれぞれの役割としています。30年度末現在で、1つの協定により、約900㎡の緑地がこの制度により維持管理されています。今後も土地所有者への制度の周知により活動範囲を拡大していきます。

イ 緑地保護地区の指定

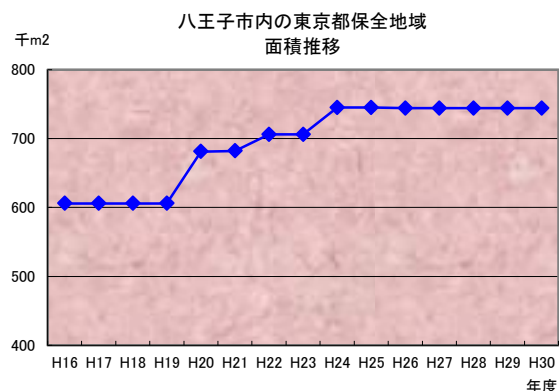
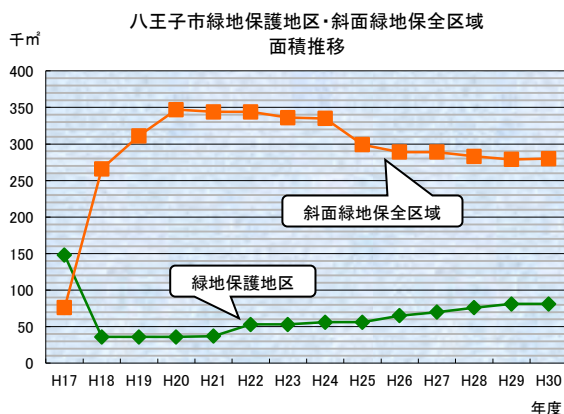
緑地保護地区は「八王子市緑化条例」に基づき土地所有者と一定期間の協定を結び、当該地区に指定することで民有の樹林地の保全を図るもので、維持管理経費の一部を補助し適正な管理を支援するとともに、伐採などの行為については届出を義務付けています。

30年度末現在で6か所、総面積81,414㎡が指定されています。

ウ 都の保全地域の指定

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、樹林地、水辺地等が単体または一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を保全地域に指定し、都民の大切な財産として末永く残していこうとしています。

30年度末現在で14か所、総面積744,276㎡が指定されています。



2 遊休農地の活用

(1) 農地バンク制度による農地の賃借促進

高齢化や後継者不足などにより、全国的に遊休農地は増加の一途をたどっています。都内随一の農業生産高を誇る本市も例外ではなく、その解消は喫緊の課題となっています。特に、市街化調整区域内にある農地は、他の用途への転用が難しいいうえ、賃借を希望する農地の情報も集約されていないのが実情です。

そこで、貸付けを希望する市内の遊休農地の情報を集約するとともに、借り手として登録した方の情報を提供し、賃借につなげる目的で「農地バンク制度」を26年4月から始めています。30年度のマッチング件数は2件で、合計面積は3,582㎡となりました。

(2) 農家開設型農園の促進

農家開設型農園は、農地の有効利用及び遊休農地解消を目的に開始されたもので、農家や農地所有者が一定の条件を満たした農地において、市と貸付協定を結び、自らが農園開設者となって経営する区画貸の市民農園です。これまでに23農園が開設されています。

3 市民農園の整備

(1) 市民農園

市民の健全な余暇利用として、野菜の栽培を通じ、家族ぐるみで土に親しみ、健康増進と豊かな情操を培う憩いの場を提供することを目的に、昭和49年度から市民農園を開設しています。

(31年4月1日現在)

	農 園 名	所 在 地	面 積 (㎡)	区 画 数
1	久 保 山	久保山町 1-33-1 外	1,857	95
2	緑 町	緑町 445-1 外	734	45
3	寺 田	寺田町 1113 外	872	64
4	越 野	越野 25-8	704	36
5	東 中 野	東中野 1502 外	621	56
合 計			4,788	296

(2) ひよどり山農園

都立小宮公園に隣接する大谷町（八王子市大谷町976外）に、約28,500㎡の土地を都から借り受け、緑の保全と市民及び都内在住者の憩いの場を確保することを目的に、農業公園的要素をもつ施設として、ひよどり山農園を開設しています。

4 まちなかの緑化

(1) まちなかの緑化支援

ア 道路の緑化

緑化の推進、騒音や排気ガスの低減等のため、道路中央部や歩道部への植樹帯の設置など、可能な場所への植樹に努めています。

市道の新設にあたっては、可能な場所への街路樹や低木の植栽に努めるとともに、国や都に対しては、道路の新設や拡幅などの実施計画の段階で、道路の緑化を積極的に行うよう働

きかけています。

イ 生け垣造成の補助

沿道のみどりを増やすため、また、既存塀の生け垣化を図るため、費用の一部を補助しています。30年度は14件、延長163.95mについて補助を行いました。

景観面や防災面などからの重要性もPRするとともに、イベント時のパンフレット配布をはじめ、新築や増改築の際は生け垣を作るよう今後も普及啓発に努めていきます。



沿道の生け垣化

ウ 花づくり事業

八王子駅北口のマルベリーブリッジ上、南口とちの木デッキ上、南大沢駅前歩行者専用道路及びめじろ台駅前広場のプランターに市とボランティアとの協働で四季折々の花を植え、育てる花づくり事業を展開し、行き交う多くの人の心を和ませています。27年度には市制100周年記念事業の一環として、マルベリーブリッジ上のプランターを新たなものに入れ替えました。

四季の花の選択から植栽のデザイン、維持管理までをボランティアの皆さん（マルベリーとちの木花づくり会、南大沢みどりのサポーターの会及びめじろ台駅前広場花壇の会）が中心となって実施しています。

また、事業周知だけではなく、緑化意識の向上などを目的に、職場体験やインターンシップなど、多くの若者に花づくり事業を体験してもらっています。



マルベリーとちの木花づくり会
による植替え作業

エ グリーンパートナー養成講座

「第34回全国都市緑化はちおうじフェア」の開催（29年度）をきっかけとして、みどりを育む担い手を育成するため、ガーデニング技術を学ぶ「グリーンパートナー養成講座」を30年度から新たに始めました。

30年度は、富士森公園の花壇をフィールドとして、プロのガーデナーを講師に迎え、基礎知識を学ぶ座学や花の植付・メンテナンスを実践する現地実習など、通年で全7回の講座を実施し、33名の受講生が修了しました。



グリーンパートナー養成講座での
花壇メンテナンス実習

オ みどりのカーテン

みどりのカーテンは、緑化の推進になるとともに、室内の温度上昇を抑える効果があります。

３０年度は、児童館、小・中学校や清掃事業所など、市の施設８３か所に設置しました。今後も、公共施設への設置箇所を増やすとともに家庭への普及・啓発を図っていきます。

（みどりのカーテンについては、４１ページ「家庭の取組支援」にも掲載しています。）



みどりのカーテン（元八王子事務所）

（２）アドプト制度

ア 公園アドプト団体への支援

公園アドプト制度とは、市民の皆さんのグループに公園の維持活動を行っていただき、市がその活動を支援する制度です。身近な公園の清掃や除草などをボランティア活動として実施することで、美化意識の向上や公園への愛護心、また、地域コミュニティの形成などの効果が期待されます。

市は、指定管理者とともに用具等の支給及びごみ等の処理、保険の加入、団体名を表示する看板の設置等を行っています。

イ アドプト制度の拡大

市民と市との協働による公園や道路の維持活動のあり方を求めて、１４年度より公園アドプト制度、１５年度より道路アドプト制度を導入しました。身近な公園や市道の歩道等の清掃や除草などをボランティア活動として実施することにより、美化意識の向上や地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

最近では、アドプト団体と保育園や学校などとの共同作業が行われるほか、企業が地域貢献の一環でアドプト団体として登録する等、参加の形態が多様化しています。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
公園アドプト参加団体数	274	273	273	271	270
道路アドプト参加団体数	58	57	59	59	60

（３）生産緑地地区のみどり

市街化区域内の農地は、新鮮・安全な作物の供給とともに災害時の防災機能やヒートアイランド現象の緩和、環境保全機能や都市にうるおいを与える機能など多面的な機能を担っています。指定面積は少しずつ減少していますが、１７年度から生産緑地地区の追加指定を行い、市街化区域内農地の保全と指定面積の維持に努めています。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
指定面積（ha）	244.9	242.5	238.8	234.4	230.6

5 評価

ここでは、基本施策Ⅰ—Ⅲまちなかのみどりの保全・創出についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
グリーンマッチング八王子制度を利用し管理している緑地の数	3 か所	1 か所	1 か所	3 か所
市民 1 人あたりの都市公園面積	11.59 m ²	12.18 m ²	12.20 m ²	12.50 m ² 以上

(指標のねらい)

手入れの行き届いていない斜面緑地を、市民・事業者と市が協力して適正に管理することにより、まちなかのみどりの維持再生につなげます。

基本施策の評価 : おおむね順調

<市内部での総括評価>

成果指標であるグリーンマッチング八王子制度は、斜面緑地保全区域に指定している緑地と、保全活動を行う保全団体を結ぶ制度であるが、担い手が不足していることもあり箇所数は増加していない。しかし、人材育成を図るとともに、新たに担い手と斜面緑地を結ぶためのモデル事業として、制度活用が進むよう里山サポーター育成講座の修了生と学生ボランティアを斜面緑地に派遣した。

<今後の展開>

グリーンマッチング八王子制度の利用を進めるために、里山サポーター育成講座等で担い手の育成を行うとともに、里山サポーター育成講座修了者を管理の行き届いていない斜面緑地保全区域へ派遣するなどの事業の仕組みづくりを進める。

<環境推進会議での相互評価>

身近なみどりに触れることは、健康にも良いことである。市民が容易に利用できるようなみどりを計画的に整備し、提供できるよう進めていただきたい。

第4項 水資源の保全と再生

1 雨水浸透施設の設置促進

(1) 健全な水循環の再生

地下水のかん養を図り河川流量を確保するため、雨水浸透施設等の設置を進め、健全な水循環の回復に取り組んでいます。

ア 公共事業における雨水貯留・雨水浸透対策

道路事業では、雨水排水施設を整備するにあたり、地盤の保水機能を確保できる透水性舗装を実施しています。30年度は万葉けやき通りなど4か所で透水性舗装、市道元八王子1号線外1路線で浸透管を設置したほか、恩方東学童保育所の建設にあたり、浸透トレンチ及び浸透ますを設置し、石川市民センターの改修工事で雨水貯留槽（タンク）を設置しました。

項 目 \ 年 度	H26	H27	H28	H29	H30
透水性舗装面積（㎡）	4,122.2	690.9	15,125.0	5,370.1	3,466.9
浸透トレンチ（m）注1)	662.9	444.4	965.6	168.6	125.8
浸透ます（基数）	70	112	189	9	106
浸透人孔（基数）注2)	7	2	0	0	0
浸透U型側溝（m）	20.7	0	91.7	0	35.8
雨水貯留槽（タンク）（基数）	3	1	3	0	1
街渠ます浸透化（基数）	0	20	60	80	0

注1) 浸透トレンチ：雨水浸透ます等と連結した浸透性の管。

雨水を導き、側面及び底面から地中へ浸透させる施設

注2) 浸透人孔：浸透性のあるマンホール

イ 雨水浸透施設等設置補助事業

健全な水循環に向けて、建物の屋根に降った雨水を地中に浸透させやすくする雨水浸透ますと浸透トレンチの設置や、雨水を植木や庭への散水に有効利用できる雨水貯留槽の設置に対し補助をしています。

年 度		H26	H27	H28	H29	H30
項 目						
雨水浸透施設	浸透ます（基数）	102	91	89	49	28
	浸透トレンチ（m）	17.0	0	6.0	56.1	26.5
雨水貯留槽（補助基数）		71	61	60	39	50

ウ 地域と連携した湧水等保全・活用事業

身近な水辺を保全・活用し、地域の魅力を高める取組として、八王子駅南口周辺、叶谷・泉町湧水群周辺、中野地区及び川口川上流域で、「身近な水辺の復活10年プロジェクト」を展開しています。

29年度は、中野地区の雨水浸透強化地区で、市民の協力で9基の市設置型雨水浸透ますを設置しました。

2 水源域の保全

川口川上流域の川口十二社弁天池周辺谷戸では、休耕田の水張りを行い、雨水かん養及び水生生物の生息空間を確保しました。

3 評価

ここでは、基本施策Ⅰ—4 水資源の保全と再生についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R35)
雨水流出抑制対策率	—	36%	39%	55%

計算式：
$$\frac{\text{時間 10mm 降雨相当分の雨水流出抑制対策量}}{\text{目標対策量（下水道杭域（約 8,700ha）× 10mm）}} = \text{雨水流出抑制対策率（％）}$$

（指標のねらい）

雨水流出抑制対策率は、住宅や公共施設で雨水貯留浸透施設の設置や透水性舗装などの対策が、どの程度進んでいるかを表しているものです。雨水の貯留浸透による雨水流出抑制対策は、公共下水道計画区域（約 8,700ha）に対して、時間 10mm の降雨を貯留浸透させ、治水対策とあわせて地下水のかん養による健全な水循環系の再生をすすめるものです。

基本施策の評価：順調

<市内部での総括評価>

市施設や道路施設内などの公共施設への雨水浸透施設は、設計どおりの施工を実施できた。また、27 年 3 月に策定した雨水貯留浸透推進計画をもとに、雨水流出抑制を推進する施策を展開しており、市内全域での治水対策と健全な水循環系の再生を目的に、貯留浸透施設の整備を促進し、貯留浸透能力の増加を図っている。

<今後の展開>

引き続き、雨水浸透施設設置の PR をするとともに、宅地開発・集合住宅指導要綱に係る流出抑制指導を徹底することにより水資源の保全を図る。

<環境推進会議での相互評価>

地下水のかん養を図り、河川の流量を確保するためにも、雨水浸透施設は必要である。公共施設や道路での設置に努めていただきたい。

第5項 良質な水質の保全

1 生活排水対策の推進

河川の水質をより良好にするため、公共下水道への接続促進や浄化槽整備区域内の浄化槽の設置促進を含めた生活排水対策に取り組むとともに、工場や事業場等の排水指導を行っています。

(1) 公共下水道への接続促進等

公共下水道への未接続家屋に対しては広報等のPR活動や戸別訪問を行うことで、接続促進活動を行ってきました。その結果、30年度末の接続率は98.3%となり、10年前と比べ8.2%向上しています。

また、下水道接続促進強化期間は23年度に終了しましたが、きめ細やかな市民対応と接続促進を引き続き行っていくために、水再生施設課で相談の対応を行っています。

一方、北野処理区の一部は、雨水・汚水を共に処理する合流式下水道となっていることから、多量の雨が降った場合には未処理水が河川に流出してしまいます。そこで、市では「合流式下水道改善計画」を策定し、河川に流出する油やごみを削減するため、雨水吐室5か所に除去装置を設置しています。

これを踏まえ、雨水吐口2か所、北野下水処理場2か所で河川放流水の水質検査を毎年実施しており、30年度も基準値を下回りました。

(2) 浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽は、し尿（トイレの排水）や生活雑排水（台所やお風呂の排水）を微生物の働きによって浄化する設備です。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理によって、微生物が活動しやすい環境を保つことが大切です。このため浄化槽法では、使用者に対して3大義務を定めています（1. 保守点検 2. 清掃 3. 法定検査）。

公共下水道整備地区内で浄化槽を使用している家屋に対しては、戸別訪問による公共下水道への接続促進を図ると同時に、接続するまでの間、浄化槽の維持管理を徹底するよう指導しています。



また、公共下水道整備地区以外の市街化調整区域では、戸別浄化槽の設置促進活動を行い、30年度は1基を設置したほか、合併処理浄化槽の引き取りとあわせ合計で408基の合併処理浄化槽を市管理としました。

(3) 市設置型浄化槽事業の促進

16年4月より浄化槽市町村整備推進事業による市設置型浄化槽「高度処理型（窒素除去型）」の設置事業を実施するとともに、浄化槽整備区域に設置されている個人設置合併処理浄化槽のうち高度処理型（窒素除去型）については、市が引き取り維持管理を実施しています。

今後も引き続き浄化槽の適正な管理に努めます。

2 評価

ここでは、基本施策Ⅰ－5良好な水質の保全についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
市内8河川9地点の BOD環境基準値 (BOD75%水質値)	達成率 100%	達成率 100%	達成率 100%	達成率 100% の維持

(指標のねらい)

公共下水道の接続促進や市設置型浄化槽の整備促進などで、BOD75%水質値の環境基準(A類型2mg/L以下)を維持することにより、河川の水質の向上をめざします。

基本施策の評価 : 順調

<市内部での総括評価>

公共下水道未接続家庭への戸別訪問により、公共下水道の接続促進に努めた。また、個別の浄化槽の維持管理の指導を行うとともに、稼働している市設置型浄化槽は全て適切な維持管理を実施したことにより、良質な水質の保全の維持が図られている。

<今後の展開>

公共下水道接続率100%をめざし、戸別訪問を継続していく。公共下水道整備区域外では市設置型の浄化槽のPRを実施し、浄化槽設置の促進を図るほか、浄化槽の維持管理指導を行うことで、市内8河川9地点のBOD環境基準値(BOD75%水質値)の達成を維持する。

<環境推進会議での相互評価>

公共下水道への接続促進や浄化槽の適切な維持管理の指導などに、引き続き努めていきたい。

第6項 生物多様性の保全

1 自然環境の現況把握

(1) 河川の水生生物調査

河川に棲む水生生物は、河川の水質を示す貴重な資料となります。きれいな水を好んで棲む生物だけではなく、汚れた水の方が棲みやすい生物もいるため、水生生物の調査を行うことは化学的調査を補完する意味もあります。

そのため、市では16河川すべてで水生生物調査を毎年行っています。



水生生物調査

2 生きものの生息環境の保全・創出

(1) 自然環境の保全・維持管理

ア 水辺の水護り制度

身近な水辺を守り生活環境を快適なものとするために、市民や事業者と協働して水辺を再生・保全する水辺の水護り活動を、市は支援しています。

23年5月から始まった「水辺の水護り制度」は、個人、町会・自治会、事業者など23団体424名の方に登録いただき、浅川など市内全域の水辺の清掃や除草、生きもの調査や環境学習などの水辺の保全活動を行っています。

また、登録団体の活動や水辺の話題を年2回発行の「水のまちニュース」で紹介し、情報提供をしています。



水路の清掃活動（戸吹町）

イ 上川の里の整備

22年度に特別緑地保全地区に指定された上川の里地区では、26年度に策定した「上川の里保全と整備の方針」に基づき、湧水・雑木林・水田跡地などの里山環境が残っている北沢谷戸地区に、27年度には管理用のトイレ、28年度には木道及び散策路を整備しました。また、29年度には特別緑地保全地区の追加指定を行いました。

(2) 自然に配慮した水辺づくり

23年度に整備した川口十二社弁天池の生態系維持のため、沈砂柵を設置し、大雨によるエコトーン部（生物の生息環境が連続的に変化する場所）への土砂の流入を軽減させました。



川口十二社弁天池 沈砂柵

(3) 生態系や生物の生息状況についての体験学習

ア ガサガサ探検隊

八王子の河川を代表する浅川で、生き物の採集や川遊びを体験しました。279名の親子が参加し、希少種を含む33種、1,015匹の生き物を採集しました。



イ 水辺のかんきょう教室

ガサガサ探検隊

教育委員会が主催する八王子市小学校科学教育センターに所属する児童を対象に、「魚」、「鳥」、「水生生物」の観察を行い、101名が参加しました。

ウ 水槽展示

環境月間（6月）に合わせ1か月間、本庁舎1階ロビーにおいて、浅川に生息するアユやオイカワなどの水生生物（14種類）を展示しました。



展示の様子

3 外来生物対策の推進

(1) 河川、水路等の外来種対策

一部の湧水拠点等で、キショウブ、オオカワヂシャや外来種（アメリカザリガニ等）の駆除を行いました。また、水路の除草等の際にも随時駆除を行っています。

(2) 公園内の外来種対策

ア 生息状況の調査

公園・緑地については、外来種の生息状況を注視し、特に希少な動植物が生息している箇所について、外来種による生態の影響が生じないよう環境を保護しました。

イ 外来種の防除と駆除

特定外来生物など、固有の動植物の生態に影響を与えるものについては防除・駆除するほか、拡散しないよう公園利用者の啓発に努めました。

(3) 外来生物対策の推進

外来生物であるアライグマ、ハクビシンから生態系及び市民の生活環境を守るため、市街地のモデル地区を対象に防除事業を実施しました。

ア モデル地区 中野地区、大和田地区、子安地区

イ 実施期間 平成30年9月1日～平成31年2月28日

ウ 捕獲状況 依頼数 24件

箱設置数 15件

捕獲数 2件（農業被害のため、農林課が直接対応したもの。）

4 評価

ここでは、基本施策Ⅰ－6生物多様性の保全についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
生物多様性の必要性を理解している市民の割合	28.9%	38% (29 年度市政世論調査)	35.6% (30 年度市政世論調査)	50%

注) 25年度市政モニターなどによる調査結果

(指標のねらい)

市民に対し、多種多様な生きものや生態系が存在する生物多様性の必要性の理解と、関心を高めることにより、生物多様性の保全につなげます。

基本施策の評価 : 遅れている

<市内部での総括評価>

新たに市街地のモデル地区において、外来生物の捕獲を実施。河川等の外来種の駆除を実施したほか、市民向けの生物調査研修等を行うなど、生物多様性の必要性について意識啓発を行っているものの、成果指標である生物多様性の必要性を理解している市民の割合の増加に結びついていない。

<今後の展開>

引き続き事業を継続するとともに、生物多様性の必要性についてイベントや広報紙などでPRを行う。

<環境推進会議での相互評価>

市内の公園や緑地でも、希少な動植物を観察することができる。これらを保全し、PRすることで生物多様性の必要性を市民に向けて啓発することにもなる。どのように自然や生態系を保全していくのか、ひとつ進んだ施策を期待する。

第2節 資源循環とエネルギーの有効活用で、地球環境にやさしいまちをつくる

現状と課題

従来の大量生産・大量消費に基づく社会活動の結果、我が国では大量の廃棄物が生じています。このような大量生産・大量消費は、最終処分場の残余容量のひっ迫や廃棄物の不適正な処理に起因する環境負荷の増大等の問題にもつながっていることから、有限な資源やエネルギーを無駄なく利活用する循環型社会への転換が求められています。

こうした社会情勢を踏まえ、市では、16年10月にごみの有料化を実施し、市民の環境に関する意識も高まった結果、可燃ごみと不燃ごみ併せて30%以上の減量に成功しました。

また、市民・事業者の協力により、29年度には50万人以上の都市で、ごみ排出量の少ない市町村ランキング全国1位となりました。さらに、30年度には埋立処分量ゼロという大きな目標を達成しました。今後も「ごみ処理基本計画」に基づき、市民・事業者へのきめ細やかな啓発活動や、廃棄物の適正処理を推進していきます。

さらに、大量生産・大量消費の生活には、大量のエネルギーも必要となります。エネルギーの利用には二酸化炭素（CO₂）などのいわゆる「温室効果ガス」の排出を伴い、温室効果ガスの大気中濃度の上昇は地球全体の気温が上昇する地球温暖化につながります。

27年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、日本は温室効果ガスを2030年までに2013年度比で26%削減するという目標を示しました。

地球温暖化が進行すると農業や漁業、生態系への影響など、日常生活にも大きな影響が生じます。

そのため、市では26年度に改定した「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」に沿って、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいます。

第1項 ごみの発生抑制と資源化の推進

1 家庭系ごみの減量と資源化の推進

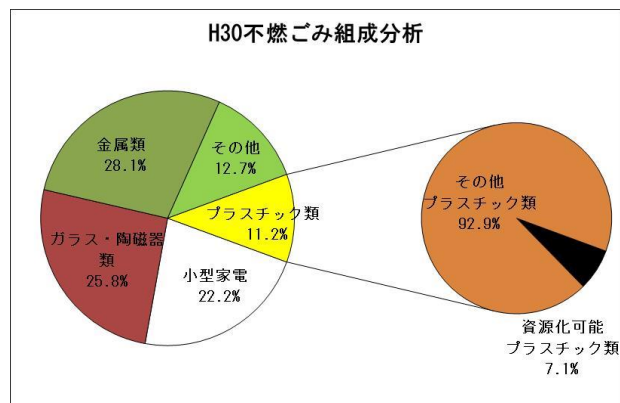
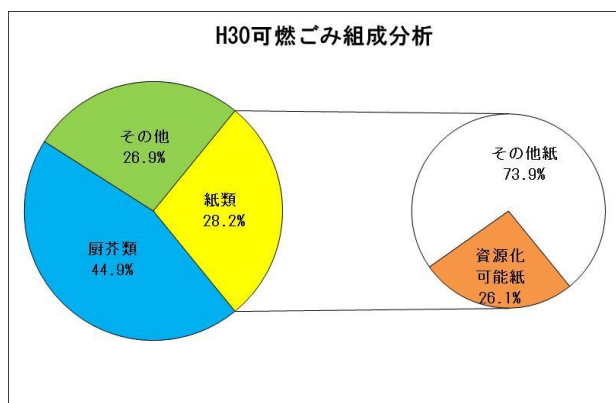
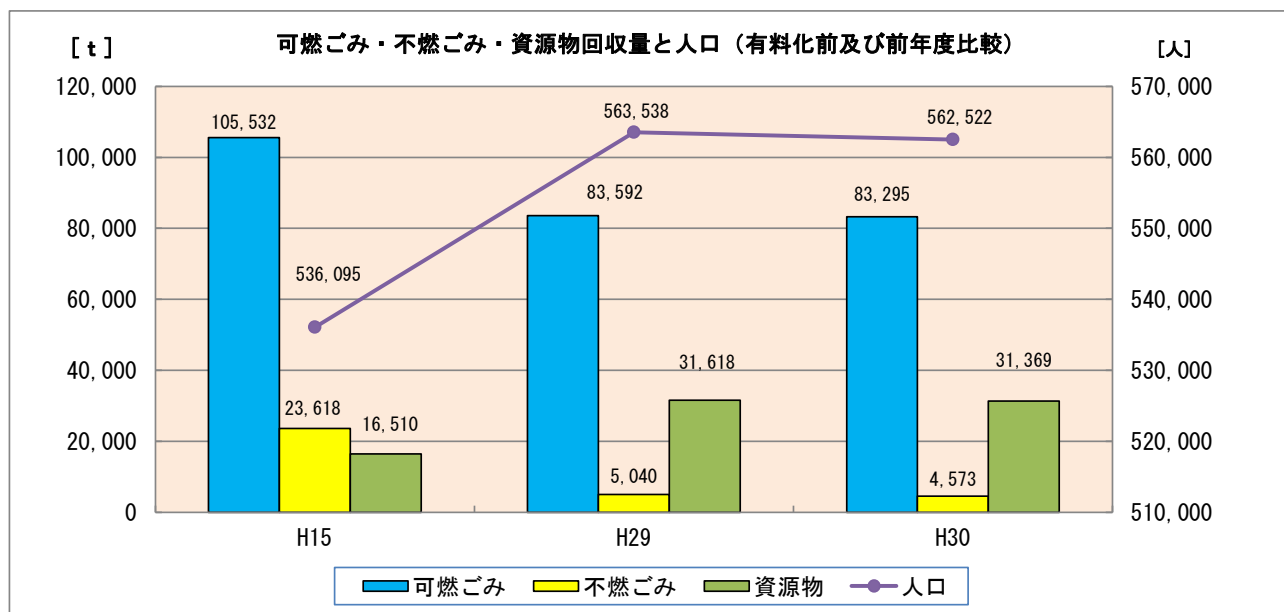
（1）家庭系ごみの概要

本市は、16年10月に人口30万人以上の都市としては、全国で初めてごみ有料化と戸別回収を同時に実施しました。これを契機に、市民のごみ排出抑制と資源分別の意識が高まり、市民・事業者と市の協働のもと、当初目標の25%を上回る大きな減量の成果をあげることができました。

30年度は、ごみ有料化導入前の15年度と比較すると、可燃ごみは22,237t、不燃ごみは19,045t、可燃ごみと不燃ごみ合わせて41,282t、32.0%の減量となっています。また、資源物は紙類（新聞、ダンボール、雑誌・雑紙、紙パック）、空きびん、空き缶、古着・古布、容器包装プラスチック及びペットボトルの6種類9分別で収集しており、資源物の回収量は14,859t、90.0%増加しています。

29年度と比較すると可燃ごみは297t減少、不燃ごみは467t減少し、資源物は249t減少しています。

なお、人口は、15年度と比較すると26,427人増加しており、29年度と比較すると1,016人減少しています。



商品を入れるプラスチック製の容器や包装は、容器包装リサイクル法により消費者には「分別排出」を、市町村には「分別収集」を、そして事業者には「リサイクル（費用の負担）」を、それぞれの役割としており、このしくみに基づきリサイクルする必要が生じました。

そこで、市では、容器包装プラスチックを資源化するために、戸吹町に「プラスチック資源化センター」の整備を進め、周囲の清掃関連施設とともに周辺環境との調和や景観に配慮した「みどりの中のクリーンセンター」として22年10月から稼働させました。これにより、プラマーク  のついたすべての容器包装プラスチックの資源化を推進することができました。

家庭から出るごみを分析すると、可燃ごみでは、紙類が28.2%含まれており、その紙類の内26.1%は資源化が可能な紙類です。

不燃ごみについては、不燃ごみ以外のごみであるプラスチック類が、全体の11.2%を占めており、そのプラスチック類のうち7.1%が、資源となるプラスチックです。今後も捨てればごみ、分ければ資源であることを周知・啓発し、ごみの減量と資源化に取り組んでいきます。

(2) 取組内容

ア 身近なごみの減量推進

(ア) マイバッグ持参運動

不要なレジ袋の削減とごみ発生抑制意識の高揚のきっかけとなるよう、毎年10月を「マイバッグ利用促進月間」、10月5日を「マイバッグの日」と定め、市民・事業者・市が協働で様々な取組を展開しています。

30年度は10月7日を中心に、八王子市レジ袋削減推進協議会参加事業者店舗や八王子市エコショップ認定店が独自の取組を実施しました。

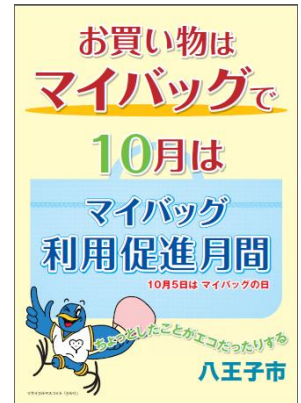
その他、以下の掲示物や広報紙による普及啓発を実施しました。

①ポスター・ポップアップ（9月末～10月末）

レジ袋削減推進協議会参加事業者、エコショップ認定店、
商店会、市施設・・・ポスター 約700枚
ポップアップ 約200個

②横断幕（9月末～10月末） 市内2か所、本庁舎

③広報はちおうじ10月1日号折込「ごみゼロ通信」市内全戸配布



マイバッグ利用促進
月間ポスター



横断幕掲示

(イ) エコショップの認定

商品のばら売りやレジ袋の削減、リサイクルの推進など環境にやさしい取組を行っているお店を「八王子市エコショップ」として認定し、広報誌やホームページを通じて広く市民の皆さんへお知らせしています。30年度末で100店舗を認定しています。

イ 資源化推進のための啓発

各種イベントにおいて、ダンボールコンポストを主とした生ごみ資源化の手法を周知啓発しています。

また、適正な排出方法が周知できていない容器包装プラスチックやペットボトルなどの資源物について、各種イベントを通じて啓発を行っています。

ウ ダンボールコンポストなどによる資源化の促進

(ア) ダンボールコンポスト講習会の実施

講習会は計36回開催し、延べ420名が参加しました。

講師は主に市民の中から認定した「生ごみリサイクルリーダー」が務めました。今後も生ごみリサイクルリーダーによる講習会を実施し、市民協働による生ごみ資源化の普及や取り組んでいる方へのフォロー体制を構築していきます。



ダンボールコンポスト講習会の様子

(イ) ダンボールコンポスト校内活用事業

式分方小学校、大和田小学校、宮上小学校の４年生２０３名が家庭から持ち寄った生ごみを、各学校に設置したダンボールコンポストに投入し、たい肥化することに取り組みました。

ダンボールコンポストは３校合わせて３０個設置し、約１７８ｋｇの生ごみを投入しました。式分方小学校、大和田小学校は、学校農園でたい肥を使用し、大根を育て、給食で活用しました。宮上小学校では、田んぼでたい肥を使用し、米を育て、校内行事で活用しました。

エ 環境教育・環境学習の推進

(ア) 食の循環モデル事業の実施

２０年度に始めた、みなみ野君田小学校と地元農家が連携した「食の循環モデル事業」を継続実施しました。これは、学校給食から出る野菜くずや食べ残しから良質なたい肥を作り、このたい肥を利用した農家で収穫される食材を給食で用いることにより、生ごみの減量・資源化の新たな手法を確立していく事業です。また、２１年度より開始した児童の家庭からの生ごみを学校でたい肥化する取組を、３０年度は１０回実施しました。このモデル事業により生ごみの減量を進めながら、安全・安心な「食の循環」システムを構築するとともに、子どもたちの食の教育にも役立てています。

(イ) 環境教育冊子の配布

昭和５８年度から環境学習の一環として、市立小学校４年生を対象とした社会科副読本「きれいなまち八王子」を作成し、授業で使用しています。

２ 事業系ごみの減量と資源化の推進

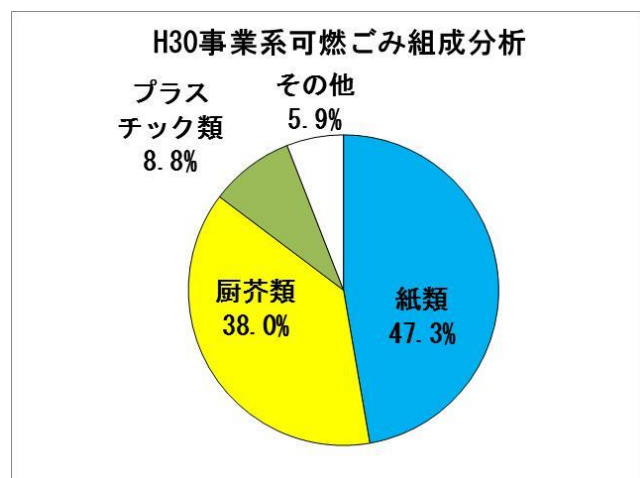
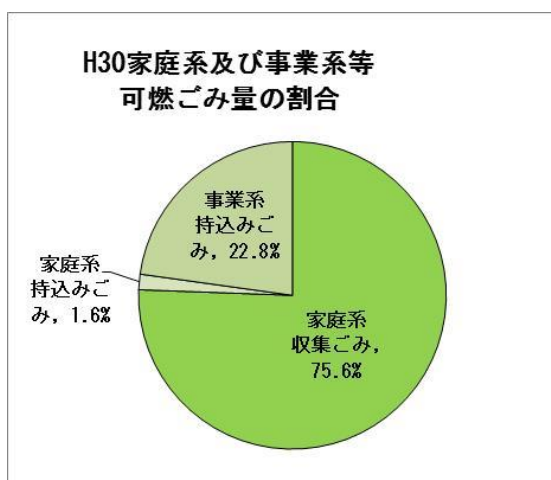
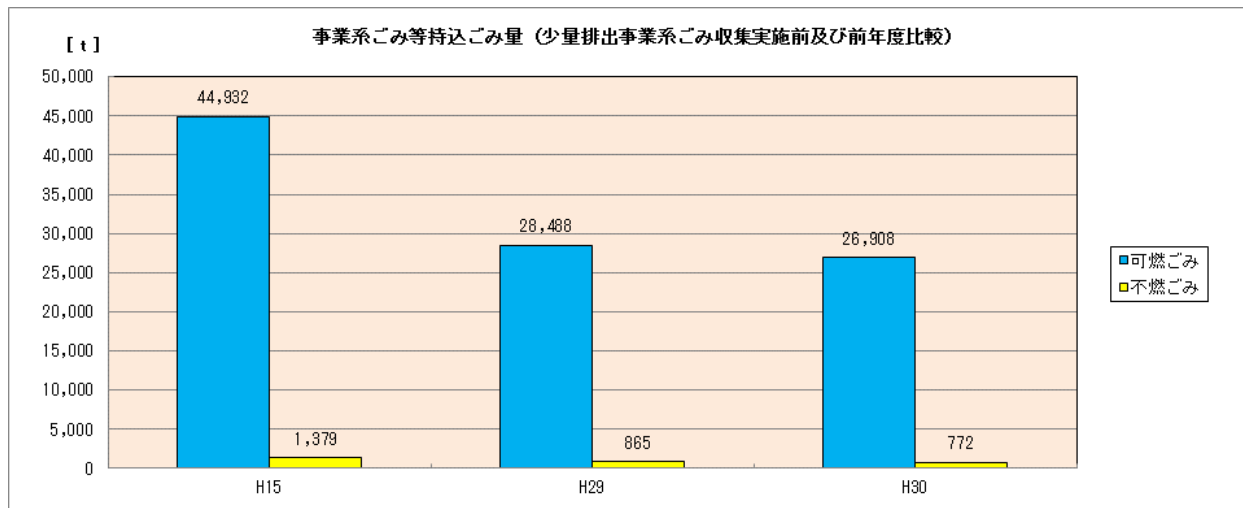
(１) 事業系ごみ量の概要

事業系ごみについては、事業者責任で処理することが原則ですが、家庭系ごみの有料化・戸別収集の実施にあたり、少量排出事業者を対象に収集を開始しました。

３０年度の持込可燃ごみについては２６，９０８ｔで、１５年度と比較すると、１８，０２４ｔ、４０．１％の減量となっています。しかし、清掃工場で焼却される可燃ごみの２２．９％が事業系持込のごみとなっており、持ち込まれるごみの中には資源化可能な古紙が多量に含まれています。そのため、これまでに古紙の無料持込場所を１０か所設置し、古紙の資源化を推進しています。

３０年度の家庭系持込不燃ごみについては７７２ｔで、１５年度と比較して６０７ｔ、４４．０％の減量となりました。

また、持込可燃ごみ・持込不燃ごみ合わせて、前年比で１，６７３ｔ、５．７％の減量となっています。



(2) 取組内容

ア 適正な排出・分別指導の徹底

市内2工場と多摩清掃工場に搬入された事業系ごみに搬入不適物がないかを確認する検査を収集車93台に対し、実施しました。また、市内の事業所を訪問し、ごみの分別や排出についての指導をしたほか、市内の排出事業者を対象にごみの減量・資源化についての講習会を実施し、113名が参加しました。

イ ごみを発生させない事業活動の促進

事業系ごみの発生抑制を図るため、27年4月に清掃施設への持込ごみ処理手数料を改定しました（10kgにつき250円→10kgにつき350円）。

また、食品ロス削減のため、市内の飲食店に啓発用のステッカーやポスターを配布しました。

3 評 価

ここでは、基本施策Ⅱ—1ごみの発生抑制と資源化の推進についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
1人1日あたりのごみ総排出量	829g/人・日	777 g/人・日	765g/人・日	760 g/人・日

(指標のねらい)

市民1人1日あたりのごみ総排出量を把握し、発生抑制につながる取組を行うことにより、さらなるごみ減量を促進します。

基本施策の評価 : 順調

<市内部での総括評価>

最終目標である1人1日あたりのごみ総排出量(760g/人・日)に向け、毎年順調に減少をしている。

<今後の展開>

家庭系ごみに関して、引き続き生ごみの減量・資源化の取組を推進する。また、事業系ごみに関しては、訪問指導・内容物検査を実施し、事業系ごみの減量と資源化を推進する。

<環境推進会議での相互評価>

成果指標の達成に向けて順調に進んでいる。更なるごみの減量の推進を図るためにも、ダンボールコンポストを使った資源化や生ごみのたい肥化など、市民が取り組みやすく、地域特性などに合わせた選択しやすいツールを用意し、施策を進めていただきたい。

第2項 廃棄物の適正処理

1 ごみ処理の基盤となる焼却施設の更新

老朽化した北野清掃工場に替わる新たな処理施設として、旧館清掃工場跡地に（仮称）新館清掃施設を整備することにより、可燃ごみの適正な処理体制を確立します。

（仮称）新館清掃施設では、廃棄物を利用した積極的な発電による温室効果ガスの削減や、効率的なエネルギー回収による焼却熱の有効利用などにより、循環型・低炭素社会に寄与する施設を目指しています。令和4年度の稼働を目指し、30年度は「（仮称）新館清掃施設整備及び運営事業」の入札を行い、12月に落札事業者と契約締結しました。今後、落札事業者が（仮称）新館清掃施設の実施設設計を行い、工事に着工していきます。

また、戸吹清掃工場では、エネルギー回収のさらなる高効率化と施設の延命化の実現のため、28年度から令和元年度にかけて改良工事を実施していきます。

2 資源・エネルギーの有効利用の推進

（1）家庭や公園などの剪定枝の資源化事業の推進

市内の公園や緑地からは、毎年大量の剪定枝や落ち葉、倒木などによる材木が発生しています。

これらの発生材について、たい肥や腐葉土などへの加工、木質バイオマスボイラーの燃料、また公園内のベンチや土留めの材料とするなど、様々な形で有効に活用しています。

※現在福島第一原子力発電所事故の影響で、落ち葉や剪定枝を原料としたたい肥や燃料については、23年より農林水産省等の指導により生産や流通の

規制が行われています。これは、放射能汚染の可能性があるたい肥が拡散するのを防ぐための措置で、規制が解除されるまでは、市民の方への配布は見合わせています。



発生材の丸太を土留めとして再利用
（北野こだち公園）

（2）ごみの焼却により生じる熱エネルギーや焼却灰の有効利用

戸吹清掃工場ではごみの焼却に伴って発生する蒸気を利用して発電し、工場内で使用する電力を賄うとともに、余剰電力は一般送配電事業者（東京電力）の送電網を利用し市役所本庁舎他5施設に対して「自己託送」を行い、更に余った電力を売却しています。また、蒸気の一部を隣接する余熱利用施設「戸吹湯ったり館」に給湯用として供給しています。

北野清掃工場ではごみの焼却に伴って発生する熱（温水）の一部を、隣接する「あったかホール」の温水プールや空調などの熱源として供給、活用しています。

ごみの焼却後に発生する焼却灰は、東京たま広域資源循環組合が運営するエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料として有効利用しています。

（3）不燃ごみの資源化推進

27年度から不燃ごみの処理工程に導入した手選別方式の精度向上などにより埋立処分量は減少し、30年度には不燃残渣の資源化を行うことで埋立処分量ゼロの目標を達成しました。今後もさらなる選別精度の向上を目指すとともに、不燃ごみの適正な分別方法の啓発などを推し進めます。

3 収集・処理システムの整備

22年度より可燃ごみ収集事業の民間委託化を始め、効率的な収集体制の構築を実施してきました。毎年、民間委託地域の拡大を行い、28年度からは全市域の可燃ごみ収集を民間委託化しています。

また、民間委託化により市民サービスを低下させないように、委託業者への研修会、講習会を開催しています。

4 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の不適正処理対策について、市民などからの情報や監視パトロールにより不適正処理の早期発見、早期対応に努めています。悪質な発生事案については、他の自治体や警察との連携により排出者を特定し、指導・処分の対応を行っています。また、不法行為を抑止するため、24時間監視カメラを設置しています。

5 評価

ここでは、基本施策Ⅱ—2 廃棄物の適正処理についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
埋立処分量の推移	316t/年	40t/年	0t/年	0t/年

(指標のねらい)

不燃ごみについては、手選別を主体とした希少金属の回収、陶磁器やガラス製品の資源化を図ることにより、埋立処分量をゼロにします。

基本施策の評価 : 順調

<市内部での総括評価>

不燃残渣の資源化を行ったことにより、埋立処分量0tを達成した。また、剪定枝の資源化のため、モデル地域にて事業を展開するなど、資源・エネルギーの有効利用を行うとともに、産業廃棄物の適正処理のため指導パトロールなどに努めた。

<今後の展開>

埋立処分量ゼロを継続するため、民間施設を活用し、不燃残渣の資源化を行うとともに、剪定枝の資源化のため、モデル地域を13地域に拡大するなど資源・エネルギーの有効利用を推進する。

<環境推進会議での相互評価>

埋立処分量が0tであり、すでに最終目標を達成したことは高く評価できる。更なる資源化を図るとともに、廃棄物の適正処理に努めていただきたい。

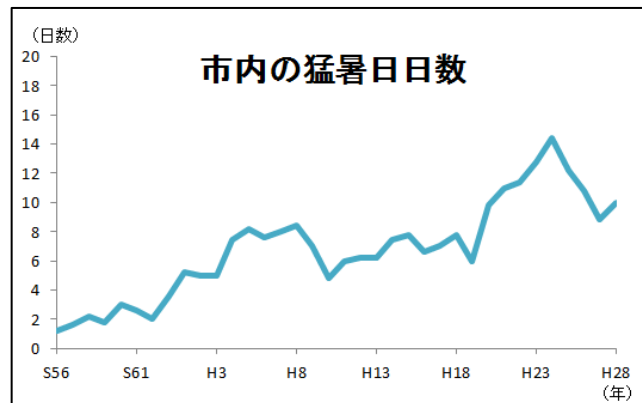
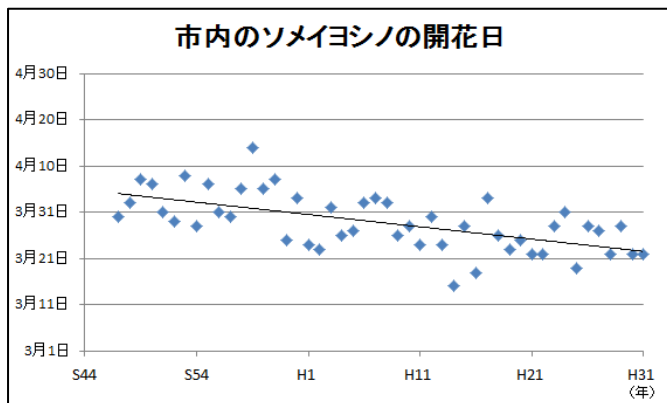
第3項 二酸化炭素（CO₂）排出量の削減

1 地球温暖化の現状

(1) 気温変化

温暖化の影響と思われる現象は、私たちの身近にも現れています。

年々、本市の桜の開花時期は早まり、市内の猛暑日数も増加傾向にあります。



※1：グラフ中の直線はデータの傾向を視覚的に示した直線です。

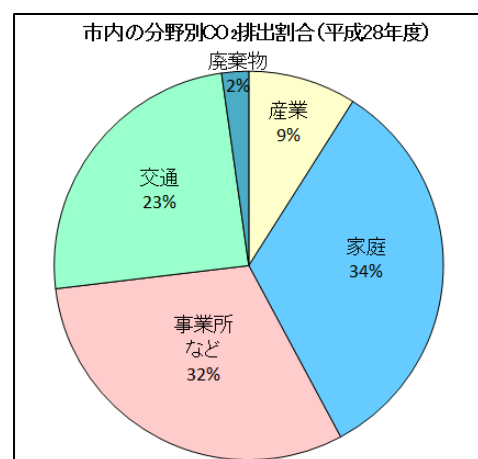
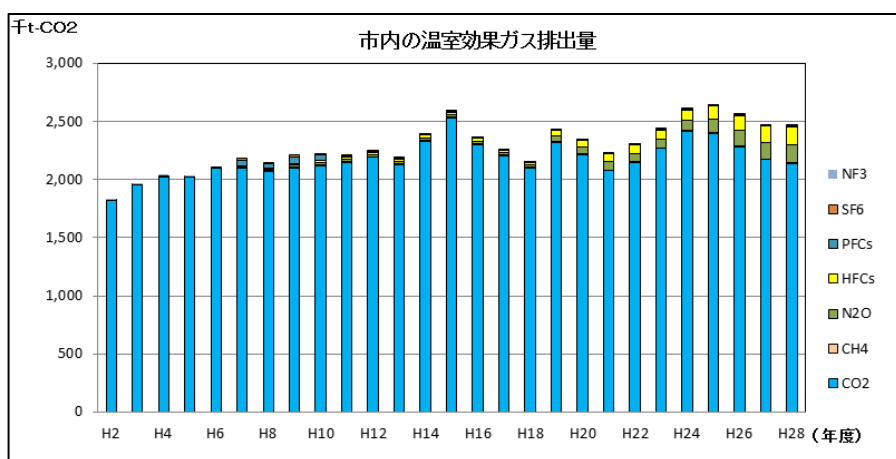
※2：ソメイヨシノの開花日は、市役所北側浅川河川敷の標準木により観測したものです。

(2) 温室効果ガスの排出量

市内の温室効果ガス排出量は、都内62市区町村の共同事業として作成された「温室効果ガス排出量算定手法の標準化62市区町村共通版（29年3月）」に基づき算定しています。各種統計資料のデータを用いて計算するため、現在把握できる最新の数値は28年度の排出量となります。

市内全域における28年度の温室効果ガスの総排出量は約231万8千トン（CO₂換算）と、京都議定書基準年（平成2年）の排出量と比べ20.8%の増加となっています。

総排出量は、23年度から24年度にかけて原子力発電所の停止等による電力のCO₂排出係数の影響で増加しましたが、その後、減少傾向に変わりつつあります。

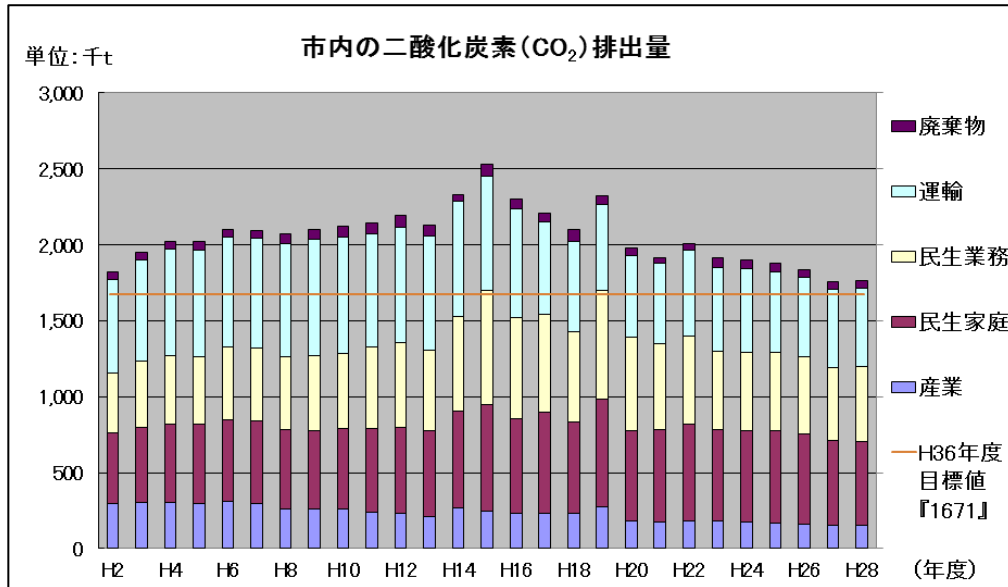


※1：各温室効果ガスの排出量を地球温暖化係数を用いてCO₂排出量に換算しています。

※2：単位はCO₂の重さとして千トン（千t-CO₂）としています。

(3) 二酸化炭素（CO₂）の排出量

26年度に改定した八王子市地球温暖化対策地域推進計画では、短期目標である令和6年度にCO₂排出量を12年度比で、「人口一人あたり30%削減」、「総排出量24%削減」を目標としています。しかし、東日本大震災以降、火力発電により作られる電力の割合が高くなっているため、電力のCO₂排出係数を震災前の21年度値に固定して算出することで、市民・事業者の取組の成果（エネルギー使用量）をより反映できるようにしています。



※1：各温室効果ガスの排出量を地球温暖化係数を用いてCO₂排出量に換算しています。

※2：単位はCO₂の重さとして千トン(千t-CO₂)としています。

※3：CO₂排出係数を東日本大震災前の21年度値に固定してCO₂排出量を算出しています。

2 家庭の取組支援

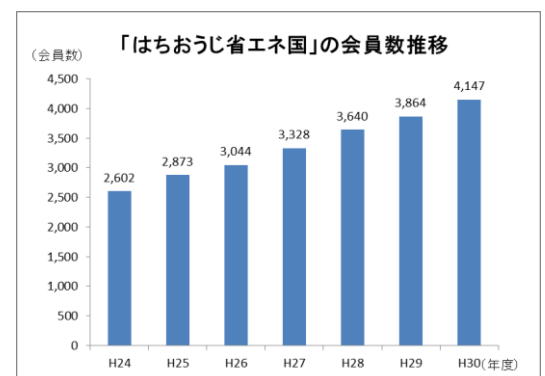
(1) 省エネルギー講座やイベントなどの実施

ア 「はちおうじ省エネ国」の普及拡大

家庭を一つの国に見立て、月々の電気、ガス等の使用量をチェックシートに記録しながら省エネに取り組み、地球にやさしい生活を実践する「はちおうじ省エネ国」。

誰もが気軽に楽しく省エネを始められるように、省エネ国キャラクターである「えこちゃん」・「グリちゃん」・「むだ使いマン」によるPRのほか、新規登録会員には「マイはし袋」をプレゼントしました。その結果、「はちおうじ省エネ国」の会員数は、30年度末時点で4,147世帯に増加しました。

登録会員には、省エネの取組事例やイベント情報等を紹介した「省エネ国通信」を発行するとともに、チェックシートを提出した会員の方へ、感謝状を贈りました。



イ 八王子市エコアクションポイント（はちエコポイント）の実施

家庭における省エネ等の環境にやさしい行動の実践と定着を支援するため、エコアクション（環境配慮行動）の取組を商品に還元することで、CO₂排出量の削減を促進する「はちエコポイント」。

登録者は、はちおうじ省エネ国への登録や省エネチャレンジへの参加などの対象行動によりポイントを獲得し、そのポイントに応じて翌年度に共通利用券やエコグッズなどの商品と交換を行います。

30年度末時点では、1,251世帯が参加しました。



エコグッズ商品例

ウ 省エネチャレンジ2018の実施

エアコンや照明などの使用に係る省エネの取組を行い、チェックシートに項目ごとの達成状況を入力する「省エネチャレンジ」。項目ごとにCO₂削減量を明記しているため、一人ひとりの省エネに対する意識の啓発を図り、家庭における省エネの取組を促進しています。

市内の小学5年生と中学1年生を対象に環境月間である6月に実施したほか、市民を対象に電力需要が高まる夏季（7～8月）にクールセンター八王子と連携して実施しました。延べ8,561世帯の参加により、計36,789kgのCO₂削減を達成しました。

区分	参加者 （世帯）数	CO ₂ 削減量 （kg）	世帯あたりの CO ₂ 削減量（kg）※
省エネチャレンジ2018（小・）中学校）	6,448	15,761	2.44
省エネチャレンジ2018（一般市民）	2,113	21,028	9.95
合 計	8,561	36,789	4.30

※ CO₂削減量（kg）÷参加者（世帯）数＝世帯あたりのCO₂削減量（kg）

エ みどりのカーテンコンテストの開催

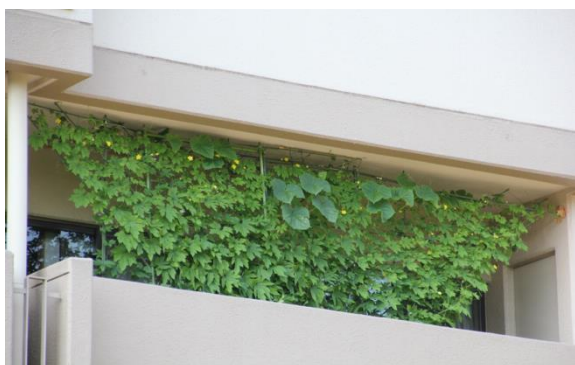
地球温暖化防止の一環として、夏の暑い日差しを遮り、室温の上昇を抑えるみどりのカーテンを普及させるため、「みどりのカーテンコンテスト」を開催しました。

市内に設置した、つる性植物による「みどりのカーテン」を対象として、7月3日～8月31日までの期間に写真の応募を受け付け、戸建住宅部門55件、集合住宅部門10件、団体部門55件の応募がありました。

応募作品の中から優秀作品を選考し、11月に実施された「あったかホールまつり」で表彰式を行うとともに、あったかホールで入賞作品の写真を展示しました。



戸建住宅部門 最優秀賞



集合住宅部門 最優秀賞



団体部門 最優秀賞

オ 地球温暖化防止普及啓発イベントの実施

市民の温暖化問題に対する関心を高め、一人ひとりが行動するきっかけとするため、12月9日にオリパスホールにおいて地球温暖化防止普及啓発イベントを開催しました。

30年度は、気象予報士の天達武史さんをお招きして、地球温暖化についての講演会とみんなで参加できるクイズなど、子どもから大人まで楽しく学べる地球温暖化防止教室を行いました。

また、開演前には、ホワイエで地球温暖化について、楽しく学べる体験ブースを出展し、開演前にも楽しんでいただきました。

当日は、742名の方にご来場いただき、盛況のうちに終了することができました。



講演の様子



地球温暖化防止教室の様子

3 事業所の取組支援

(1) 省エネルギー活動の支援

ア 「八王子省エネカンパニー」の支援

省エネルギー対策に対して積極的に取り組む事業者を「八王子省エネカンパニー」として市のホームページ等で公表し、省エネに対する企業姿勢をPRしています。なお、現在約150社の市内事業者が参加しています。

また、登録事業者を対象に、「省エネスポット講座」を開催しています。

30年度は、経済産業省における省エネルギー支援策について講演いただいたほか、市の支援策・補助実績等についての説明を行いました。



省エネスポット講座の様子

イ 省エネ商品を含む「中小企業新商品開発認定制度」の実施

市では、市内中小企業者の新規性の高い優れた商品及び役務の普及を目指し、市が定める基準を満たす商品等を生産する中小企業者（及びその商品等）を市が認定することにより販路開拓を支援しています。

30年度は、消費電力を削減でき、CO₂削減にもつながる環境にやさしい冷暖房製品を含む7品目を認定しました。

また、過去に認定した商品で、省エネ効果の高いLEDランプを市が購入し使用評価を行うなど、省エネ機器を製造する企業の販路開拓を支援しました。



認定企業の商品カタログ

ウ 省エネスキルアップセミナー（中小規模事業者向け省エネ技術研修会）を開催

市内の中小規模事業者を対象に、省エネスキルアップセミナーを開催しました。

第1部では、東京都地球温暖化防止活動推進センターから講師を招いて、照明や空調などの省エネルギー対策についての講話をしていただきました。第2部では、東京スクエアガーデン省エネ施設及びエコテクカン（環境技術ショールーム）見学ツアーを行いました。



省エネスキルアップセミナーの様子

エ 中小事業者省エネ改修等推進事業補助制度の実施

28年度から、事業者における省エネの推進を目的として、省エネルギー診断に基づき、設備や機器を設置する事業者に対して補助を行う「中小事業者省エネ改修等推進事業補助制度」を行っています。30年度は、空調、照明、その他省エネ設備の改修を行う計7社に補助を行いました。

(2) 中小事業者向けの環境マネジメントシステムの導入支援

「エコアクション21」は、環境省が策定した環境マネジメントシステムの規格で、国際規格「ISO14001」と比べ、費用や労力の面で中小事業者にとって取り組みやすい内容となっています。

市は、エコアクション21の認証登録に取り組む事業者を支援するため、認証登録に向けた無料の勉強会「八王子市イニシアティブプログラム」を実施しています。

また、既にエコアクション21を認証登録している市内事業者の取組を支援するため、「エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助制度」や、情報交換の場として認証取得事業者同士の交流会を実施しています。



エコアクション21説明会の様子



イニシアティブプログラムの様子

4 市の事務事業における率行的行動

(1) 環境マネジメントシステムを運用した省エネルギーの取組の実施

市では、29年度から市独自規格の環境マネジメントシステム（H-EEMS（ヒームス））を導入し、環境配慮に取り組んでいます。

職場での取組として、昼休みや終業後における不要な照明の消灯の徹底やOA機器の省電力設定、公用車利用時のエコドライブの励行や自転車の利用を推進しています。

(2) 省エネルギー設備の導入

市では、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減を目的として、施設建設時や改修時に省エネルギー設備の設置・導入を進めています。

ア 省エネ型空調機の設置

恩方東学童保育所新築工事、石川市民センター大規模改修工事、小・中学校の空調機更新工事及び学童保育所の空調機更新工事などで省エネ型空調機を設置しました。

イ 省エネ型電気設備の設置

恩方東学童保育所新築工事及び石川市民センター大規模改修工事などで省エネ型照明器具（LED）を設置しました。

また、石川市民センター大規模改修工事及び小・中学校の受変電設備更新工事などで省エネ型変圧器を設置しました。

5 CO₂吸収源としてのみどりの保全・機能維持

水源かん養機能や土砂災害防止機能など、森林の持つ「みどりのダム」としての機能を維持していくためには、森林整備計画に基づく森林施業が必要となります。

6 推進活動拠点の活用

中核市の権限を活用し、28年4月に八王子市地球温暖化防止活動推進センター（愛称「クールセンター八王子」）を開設しました。地球温暖化対策に関する啓発・広報活動や調査・研究活動などを実施する拠点として、家庭を始めとする「省エネ講座」、地球温暖化防止を普及啓発するイベントの開催や出展を通して地球温暖化対策を推進しています。

また、中核市の権限を活用し、28年4月から地球温暖化対策に関する知識の普及等の活動を行う地球温暖化防止活動推進員を委嘱しています。推進員は、家庭の省エネ講座で講師として活動したり、地球温暖化防止普及啓発イベント等でブースを出展するほか、地域で推進員の知識や経験を伝えることで地球温暖化防止への意識を高めています。

7 評価

ここでは、基本施策Ⅱ—3 二酸化炭素（CO₂）排出量の削減についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標（R5）
市民1人あたりの年間CO ₂ 排出量の削減割合（平成12年度比）	14.5% （平成22年度値）	25.1% （平成27年度値）	25.0% （平成28年度値）	28.3% （令和3年度値）

※電力のCO₂排出係数は固定値（21年度値）で計算します。

（指標のねらい）

地球温暖化の原因である温室効果ガスの中で、最も占める割合が多いCO₂排出量を削減します。

基本施策の評価： おおむね順調

<市内部での総括評価>

29年度に開始した「はちエコポイント」の加入促進を図り、家庭における省エネの取組を推進した。省エネセミナー等講座の開催や省エネ改修に係る補助制度の実施により、省エネに取り組む事業所の支援を行った。また、独自規格による市の環境マネジメントシステム「H-EMS」を運用しCO₂排出量削減に努めた。

<今後の展開>

クールセンター八王子と八王子市地球温暖化防止活動推進員を中心に家庭や事業所での取組を推進するとともに、市でも「H-EMS」によりCO₂排出量の削減を進める。

<環境推進会議での相互評価>

二酸化炭素排出量の削減割合が順調に推移しているのは、運輸部門によるところが多いが、市民に向けた啓発も重要である。クールセンター八王子や地球温暖化防止活動推進員とともに、市民・事業者への取組の支援を行っていただきたい。

第4項 再生可能エネルギーの普及拡大

1 再生可能エネルギーの普及拡大

(1) 公共施設への再生可能エネルギー機器の設置

市では、26年3月に策定した「八王子市再生可能エネルギー導入方針」及び「公共施設への再生可能エネルギー設備導入基準」に基づき、市施設へ再生可能エネルギー設備を率先的に導入しています。

30年度は、石川市民センターに太陽光発電設備を導入しました。



石川市民センターに設置した
太陽光パネル

(2) 住宅や事業所などへの導入促進

再生可能エネルギー利用機器を設置する市民と事業者に対し、設置費用の一部を補助する再生可能エネルギー利用機器設置費補助制度を実施しました。

30年度は、太陽光発電システムが109件、太陽熱利用システムが3件、木質ペレットストーブが6件の計118件の補助を行いました。また、HEMSを同時に導入した34件に対して1万円を増額しました。

(3) 再生可能エネルギー機器を設置した施設を活用した啓発の実施

市では、都が環境省の補助金で実施している「再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金事業）」を利用し、27、28年度で、災害時の避難所である第六中学校、陵南中学校、宮上中学校、石川中学校、城山中学校、みなみ野君田小学校の計6校へ太陽光発電設備及び蓄電池を設置しました。

26年3月に策定した「八王子市再生可能エネルギー導入方針」でも、再生可能エネルギーを他の施策と連携し普及していくこととしていますので、今後についても防災対策、環境教育、産業振興等の施策と連携し、再生可能エネルギーの普及拡大を図っていきます。



城山中学校の蓄電池
(過去の工事例)

2 評価

ここでは、基本施策Ⅱ—4 再生可能エネルギーの普及拡大についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
市内に設置された太陽光発電装置の発電容量	20MW	44MW	46MW (H30.12 月末時点)	65MW

(指標のねらい)

市内における太陽光発電の発電容量を増加し、再生可能エネルギーの普及を行うことにより、CO₂排出量を削減します。

基本施策の評価 : 順調

<市内部での総括評価>

公共施設 1 か所に太陽光発電施設を導入した。また、住宅や事業所などへの再生可能エネルギー利用機器設置補助を実施し、再生可能エネルギーの普及拡大を図った。

<今後の展開>

引き続き、市施設の改築、改修、設備更新の際に太陽光発電設備の導入を進めるとともに、再生可能エネルギーをめぐる社会状況に対応しながら、住宅や事業所などへの再生可能エネルギー設備の導入促進のため、再生可能エネルギー利用機器設置費補助を実施する。

<環境推進会議での相互評価>

引き続き公共施設への再生可能エネルギー設備導入を進めるとともに、住宅や事業所などへの導入促進も進めていただきたい。

第5項 低炭素型まちづくり

1 低炭素型まちづくりの推進

(1) 一定の地区についての省エネルギー・再生可能エネルギー機器の整備促進

土地利用と交通、みどり、エネルギーなど様々な施策を総合的に取り組み、持続可能な都市構造を実現するため、28年度に「低炭素都市づくり計画」を策定しました。

また、重点促進地域に指定した「八王子駅地区・西八王子駅地区」、「多摩NT鍮水地区」、「八王子西IC川口地区」で導入施策の準備を開始しました。

(2) 道路環境の整備、公共交通の利便性の向上の推進

交通をとりまく変化を的確に捉え、将来交通を見据えた上で、快適で安全な交通環境を創出するための交通政策を推進することを目的に、26年度に「八王子市交通マスタープラン（第3次八王子市総合都市交通体系整備計画）」を策定しました。

この計画の中で、道路環境の整備については、渋滞解消や円滑な交通流動性の確保に向けた道路の整備を国や都とも協力し、広域・主要幹線道路の整備やボトルネック箇所の解消を推進しています。

公共交通の利便性向上の推進については、29年3月に「八王子市公共交通計画」を策定し、誰もが不便なく移動できるバス路線網の形成等を進めています。また、28年10月に「八王子市自転車利用環境整備計画」を策定し、自転車の利用環境を向上させるため、自転車ネットワークの形成も行います。それぞれの施策を実施することで自動車排出ガスの低減を図るうえで大きな効果が期待されます。今後、各施策について進捗状況を把握しながら適正な事業推進を行っていきます。

(3) 家庭や事業所によるCO₂排出量の削減の支援

ア 公園の指定管理者の取組

公園等から発生する剪定枝や落ち葉は、通常一般廃棄物として焼却処分することとなります。しかし、これらはチップやたい肥等に加工することにより、資源として活用することができます。

また、剪定枝は木質バイオマスボイラーの燃料としても活用されています。成長過程でCO₂を吸収した樹木を燃料とする木質バイオマスボイラーは、大気中のCO₂量に影響を与えないという特性があります。

イ 地球温暖化防止活動推進センター

中核市の権限を活用し、28年4月に八王子市地球温暖化防止活動推進センター（愛称「クールセンター八王子」）を開設しました。

地球温暖化対策に関する啓発・広報活動や調査・研究活動などを実施する拠点として、イベントの開催や出展を通して地球温暖化対策を推進しています。

また、再生可能エネルギーの普及促進のため再生可能エネルギー施設を見学するツアーを開催し、30年度は近隣市の環境配慮型施設や木質ペレットストーブ等を見学しました。



クールセンター八王子

ウ 地球温暖化防止活動推進員

中核市の権限を活用し、28年4月から地球温暖化対策に関する知識の普及等の活動を行う地球温暖化防止活動推進員を委嘱しました。

推進員は、家庭の省エネ講座で講師として活動したり、地球温暖化防止普及啓発イベント等でブースを出展するなど、推進員の知識や経験を伝えることで地球温暖化防止への意識を高めています。

また、活動の中でオリジナル版「家庭の省エネハンドブック」を作成し、家庭の省エネ講座で活用しています。

家庭や事業者などで身近なところから地球温暖化防止の普及啓発を推進しています。



家庭の省エネ講座

2 評価

ここでは、基本施策Ⅱ—5 低炭素型まちづくりについての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
エネルギーを効率的に利用するまちづくりに着手している箇所数	—	0 か所	0 か所	4 か所

(指標のねらい)

再開発事業、地域冷暖房システムの構築、事業者の住宅開発など、一定の地区での省エネルギー・再生可能エネルギーの普及をすすめることにより、まちの低炭素化を促進します。

基本施策の評価 : おおむね順調

<市内部での総括評価>

低炭素都市づくり計画により、重点促進地域に指定した地区において施策実施に向け準備が開始された。また、道路環境の整備や公共交通の利便性の向上の推進や、八王子市地球温暖化防止活動推進センター・推進員・協議会によりCO₂排出量の削減に向け支援を行った。

<今後の展開>

道路環境の整備促進や、八王子市地球温暖化防止活動推進センター（クールセンター八王子）及び地域で活動する地球温暖化防止活動推進員の活性化を図り、低炭素型まちづくりを進めていく。

<環境推進会議での相互評価>

従来の広報紙やチラシ等での情報提供とともにFacebookなどの多様な媒体を使い、幅広く環境情報の発信に努めていただきたい。

第3節 みんなが協働して環境保全に取り組んでいるまちをつくる

現状と課題

豊かな自然に恵まれた八王子の環境を守り育て、私たちの身近な環境をより良くしていくためには、一人ひとりが環境について考えるとともに、市民や事業者が協働して環境保全に取り組むことが大切です。

地域住民が一体となって環境への取組を推進するため、自然体験講座などの地域に根ざした環境教育・環境学習を推進するほか、環境に関する様々な情報を提供しています。

今後は、地域特性に応じた環境教育・環境学習を、より一層充実させることが求められます。

また、環境保全に対する意識を高め、環境保全活動への参加につなげるため、様々な媒体により、環境に関する情報を提供・収集していきます。

第1項 環境教育・環境学習の推進

1 環境教育の充実

(1) 教員の環境教育への意識向上

未来を創る子どもたちが、身近な環境とのふれあいから環境に関心をもち、様々な体験を通して環境への理解を深め、環境保全への行動力が持てるよう育成することを目標に「学校教育における八王子市環境教育基本方針（第二次）」を22年度に策定し、学校において環境教育を推進しています。

この目標を実現させるための取組として、学校ごとの環境教育全体計画及び年間指導計画に基づいた環境教育の実践を行っています。また、教員向け研修（授業力向上研修）で環境教育をテーマにした研修会を実施するとともに、環境教育の小中一貫教育指導資料を活用し、教員の環境教育に関する指導力の向上を図ります。

(2) 環境教育に関する冊子の作成

「学校教育における八王子市環境教育基本方針」に規定された環境教育目標である「環境問題に関心を持ち、環境問題を解決する行動力を持った人」を育成するため、「はちおうじこども環境白書」を作成しました。身近な八王子の環境に興味を持ち、「みどり」、「ごみ・資源」、「水」及び「地球温暖化」といった分野で、自ら取り組めることを考え、学校のみならず家庭での実践につなげることを目指します。

また、これまで同様、ごみの減量やリサイクルの意識を育てるための「きれいなまち八王子」と、川への関心を高めるための「川と友だちになるノート」をそれぞれ作成し、「はちおうじこども環境白書」とともに市内の小学4年生に配布しました。

小・中学校の学習指導要領に基づく消費者教育の観点から、持続可能な社会を目指し、環境教育を含む消費者教育副読本を作成し、市内小・中学校に配布しました。

はちおうじこども環境白書 2019年



はちおうじこども環境白書

(3) 学校や地域特性に応じた環境教育の推進

市民・事業者が環境について関心を持つきっかけづくりと、環境保全活動団体などが地域に根差した活動をするための拠点として、市では17年1月、北野余熱利用センターに八王子市環境学習室「エコひろば」を開設しました。

学校や地域特性に応じた環境教育の推進のため、エコひろばでは市立小・中学校の総合的な学習の時間などを使って行われる環境学習に対して、環境教育支援を行っています。これは、地域特性を活かして活動している環境市民会議をはじめ、環境学習リーダーを学校に派遣し支援することにより、地域の人材を活かしつつ環境教育の充実を図っています。30年度は、小学校18校で実施し、計3,097名の児童が参加しました。

また、小学校での環境教育の選択肢を広げ、身近な環境に関心を寄せる機会を提供するため、市をはじめ様々な団体が実施している環境教育をまとめた「八王子市環境教育プログラムガイドブック」を30年11月に作成しました。



環境教育支援事業
「まとめ発表会」

2 環境学習の拡充

(1) 環境学習の推進

市では、環境学習の拠点であるエコひろばで、環境に関わる講座やイベントなどを開催しています。30年度は延べ32,379名が来場しました。そのほか、環境に関する図書や器材の貸し出しなども行い、環境学習の実施を支援しました。

また、市では中核市移行による権限を活用し、「体験の機会の場」の認定を行っています。体験の機会の場の認定制度とは、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法）」に基づき、自然体験活動などを行う場を都道府県知事等（政令指定都市・中核市の場合はその市長）が「体験の機会の場」として認定する制度です。

27年度には全国で13例目、都内では初の事例として佐川急便「高尾100年の森」を認定しました。



古毛糸を再利用して作った
「手作りマット展」の様子

(2) 環境学習・啓発活動の展開

産官学民の協働によるイベントとして、「はちおうじの環境をみる・きく・考える」をメインテーマに「八王子環境フェスティバル」を毎年環境月間である6月の第1土曜日に開催しており、30年度は6月2日に開催しました。

当日は、八王子駅北口西放射線ユーロードと南口とちの木デッキ上を会場に66のブースが出展し、延べ58,000人もの来場者で賑わいました。



環境フェスティバルの様子

環境関連の出展はもとより、ご当地キャラクターなどが出演してのパラエティショーや燃料電池機関車の乗車体験など、子どもから大人まで一日環境に触れ合いながら楽しんでいただきました。

このほか、市では身近な環境や自然に興味を持つきっかけづくりとして、環境市民会議などの関係団体と協力し、講座等を開催しました。

また、学習会などに市の職員が講師として伺い、講義や説明をする「はちおうじ出前講座」を開催しています。30年度は環境関連の講座として、「ごみの減量とリサイクル」など3講座を実施し、環境教育・環境学習を支援するとともに、環境意識の向上を図りました。



浅川ふしぎ探検

30年度講座などの開催状況

名称	内容	参加者数
自然体験講座	地域の自然環境を身近に感じてもらうため、浅川や滝山など各地区内での講座を環境市民会議と市の協働により開催（計12回）	延べ263人
「八王子浅川水辺の楽校」	町会・自治会をはじめ、市民団体や漁協などの関係団体と市で組織する「八王子浅川水辺の楽校」で、浅川の自然を体感する「ガサガサ探検隊」などを開催（計7講座）。	延べ680人

3 環境保全に精通した人材の育成・活用

（1）人材育成

ア 環境学習リーダー

環境市民会議の活動を適切に支援する人材として、14年度から環境学習リーダーを養成しており、30年度は27名を新たに認定し、これまでに236名を認定しています。

環境学習リーダーは、各地区の環境市民会議に分かれ、その地区の特色を生かした様々な環境保全活動をリードするほか、市立小・中学校を対象に実施している環境教育支援事業にも携わるなど、地域での環境学習の促進において中心的な役割を担っています。

イ 里山サポーター育成講座

27年度より、市内未利用の緑地を活かして、里山保全活動に携わる人材の育成講座を実施しています。講座では、保全活動の基礎知識を学ぶ講義や、道具を使用した下草刈りや伐採などの実習を行っています。

初級講座として全9回の日程で行い、30年度は8名の新たな里山サポーター修了生が誕生しました。修了生は市内の環境保全活動団体で活躍しています。



里山サポーター育成講座
（椎茸駒打ち）

(2) 環境市民会議の活動支援

市内を6つの地区に分け、市民・事業者の皆さんが自発的に環境保全活動を実践しています。

会員数の拡充と活動の活性化を図るため、広報等で会員を募集。環境学習リーダーの活躍の場にもなっています。30年度は207名の会員が活動しました。

また、毎年、各地区の環境市民会議の活動内容を知ってもらうため、環境パネル展を開催しています。30年度は10月に市役所市民ロビーにて行いました。



環境パネル展

4 評価

ここでは、基本施策Ⅲ—1 環境教育・環境学習の推進についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
環境に関する講座や講演に参加している人の数	23,403 人	25,762 人	24,532 人	28,000 人

(指標のねらい)

多くの人が環境について学ぶことにより、環境問題に対する意識が高まり、環境保全活動を実践する人が増えます。

基本施策の評価 : おおむね順調

<市内部での総括評価>

環境教育プログラムガイドブックを作成し、全小学校の教員に配付したことにより環境教育の充実が図れた。環境関連施設を有効活用し、環境学習を実施できた。また、自然観察会、里山講座や、環境教育支援事業など、継続した事業を行った。

<今後の展開>

引き続き、環境教育、環境学習を実施するとともに、環境施設の重要性や環境問題などを学ぶ機会を提供する。

<環境推進会議での相互評価>

様々なまちの美化を推進する施策があるが、ボランティアと協働で行うことによって、広く市民に啓発できると考える。是非、市民・事業者と一緒に継続して取り組んでいただきたい。

第2項 環境情報の提供、収集及び活用

1 役立つ環境情報の発信

(1) 「八王子市環境白書」の発行

環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市の環境の現状及び環境基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにしたもので、毎年発行しています。

また、これらに関わるデータは、データ集として同時発行しています。

(2) 「環境報告書」の発行

市内にある6か所の環境施設について、事業活動における環境配慮の取組状況に関する説明責任を果たすため、環境配慮の方針、目標、取組内容及び実績を毎年度公表しています。

■環境報告書を発行している施設

1	北野清掃工場	4	北野下水処理場
2	戸吹清掃工場	5	戸吹不燃物処理センター
3	北野衛生処理センター	6	プラスチック資源化センター

(3) インターネットや広報による環境情報発信

市のホームページにおいて、環境情報を提供しています。

広報はちおうじでは、省エネチャレンジのPR（7月1日号）や、ごみ処理に関するお知らせなどを随時発信しました。特集号では、環境フェスティバルや地球温暖化対策、ごみ処理などをテーマにした「エコシティ八王子」を6月に発行したほか、不燃ごみの正しい分別を啓発する「ごみゼロ通信」を10月に発行しました。

また、Facebookページ「はちおうじ環境だより」では、環境に関するイベントの日程や自然体験講座の開催など、役立つ環境情報を発信するために計104回投稿しました。

(4) 環境学習室「エコひろば」による情報発信

「エコひろば」でもホームページを開設し、講座の日程や環境教育支援事業の状況など、環境教育・環境学習に関わる情報を中心に提供しています。

(5) 災害リスク情報や熱中症対策の情報発信

台風、大雨や雪などの風水害に関しての注意報、警報等の情報のほか、熱中症の注意喚起について、防災情報メール、TwitterやFacebookにて情報発信を行いました。

2 評 価

ここでは、基本施策Ⅲ—2 環境情報の提供、収集及び活用についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
日常生活において常に地球環境に配慮して暮らしている市民の割合	—	50.1% (29 年度市政世論調査)	46.2% (30 年度市政世論調査)	55%

(指標のねらい)

環境情報を収集し、市民へ広く発信することにより、環境に対する意識が高まり、日常生活において地球環境に配慮して暮らす市民を増やします。

基本施策の評価 : やや遅れている

<市内部での総括評価>

例年実施している環境関連のイベントに加えて、広報紙、インターネット、SNSなどを使い情報発信を行っているが、成果指標である日常生活において常に地球環境に配慮して暮らしている市民の割合の増加に結びついていない。

<今後の展開>

様々なイベントを実施するとともに、環境白書や広報紙、Facebook等多様な媒体を使い、広く市民に情報発信を行う。

<環境推進会議での相互評価>

従来の広報紙やチラシ等での情報提供とともにFacebookなどの多様な媒体を使い、幅広く環境情報の発信に努めていただきたい。

第4節 安全で良好な環境のもと、健やかに暮らせるまちをつくる

現状と課題

本市は、高尾山や浅川などに代表される自然豊かなまちですが、市街地を中心に飲食店や娯楽施設などが集積し、日々多くの人に生活の拠点として利用されているまちでもあります。

しかしながら、マナーやモラルの欠如から、歩きたばこや吸殻のポイ捨て、放置自転車、違法看板の設置やはみ出し営業が行われるなど、まちの美観が損なわれていました。また、自然が豊かである反面、害虫や雑草に関する相談も多く寄せられています。

こうした状況の中、市民・事業者が中心となって取り組んでいる駅前などでの花づくり事業や、町会・自治会等が行っている地域や河川の清掃活動など、まちの美化活動が活発に行われています。また、市では豊かな街並みの形成や緑化意識の向上を目的として、市内で緑化活動を行う団体に対して花苗や用土を支給するなど、誰もが住みやすい環境づくりを進めています。

一方、大気汚染対策においては、工場等の事業活動に伴う排出ガス対策が中心的な課題でしたが、事業者の理解と協力により大幅に改善されてきました。最近では、自動車からの排出ガス対策や光化学スモッグの主因物質である光化学オキシダント（ O_x ）の対策も重要になっており、市では大気汚染の状況を市内7か所の測定室で常時監視しています。30年度の環境基準評価結果によると、光化学オキシダントは環境基準を達成できませんでした。市では、被害の未然防止のため、学校等への情報の周知を図りました。また、その他の大気汚染物質の状況は、近年横ばいとなっていることから、今後も長期的に観測していく必要があります。

また、中央自動車道をはじめ、国道4路線が市内を通る交通の要衝に位置する本市にとって、良好な大気環境の形成をするうえでは交通施策が重要です。交通施策においては、自転車の利用促進のため、中心市街地周辺に買い物など短時間利用向けの駐輪帯の設置を進めています。

そのほか、多様な生物が生息し、自然体験の場となっている豊かな水環境の維持を図ることも重要です。市では、河川や地下水の水質を維持するため水質測定を行っているほか、工場・事業場に対しては事前審査や立入検査などを行い、水質汚濁の防止に努めています。

第1項 美しく快適なまちの保持

1 まちの美化の推進

(1) 路上喫煙対策

歩きたばこによるやけどなどの被害や吸殻のポイ捨てが原因でまちの美観が損なわれるなど、喫煙マナーの欠如による迷惑喫煙が社会的問題となっています。

市では、19年1月1日に「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内全域で路上での歩きたばこを禁止しました。

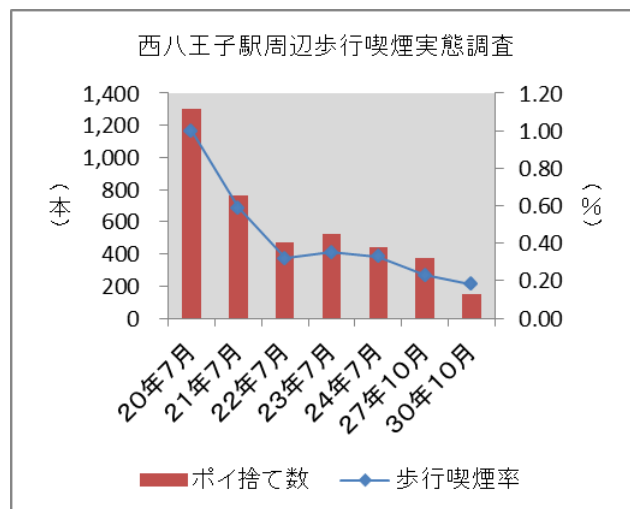
その後、歩行者が多く、歩きたばこによるやけどなどの危険性の高かった八王子駅・南大沢駅・西八王子駅・高尾駅周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、喫煙スポットを除く路上での喫煙行為を禁止しました。

また、路上喫煙禁止地区に指定されていない八王子みなみ野駅及び京王堀之内駅周辺にも新たに喫煙スペースを設置し、吸殻のポイ捨てや歩きたばこの抑止を図っています。

喫煙者と非喫煙者が共存できるまちにするためには、禁止地区指定などの規制とともに喫煙マナーの普及と向上が必要です。そのため、八王子環境フェスティバルやあったかホールまつりなどの会場で「喫煙マナーアップキャンペーン」を計12回実施し、喫煙マナーの啓発を行いました。

毎年実施している喫煙実態調査の結果では、歩行喫煙者や吸殻のポイ捨て数は減少傾向にあり、これは条例の周知徹底と喫煙者のマナー向上による効果と市では考えています。

喫煙者のマナー向上を図るため、啓発等の活動を今後も継続していきます。



(2) 放置自転車対策

放置自転車は、通行の妨げになるばかりでなく、交通事故の誘発や、災害時の救急や消火活動の妨げにもなるほか、まちの美観も損ないます。

そのため、市では駅周辺の放置自転車対策として、自転車駐車を整備するとともに、「自転車等放置禁止区域」を指定し、区域内で放置された自転車は即時に撤去しています。また、通勤・通学等長時間利用向けの自転車駐車場整備はほぼ完了したことから、近年は買い物等短時間利用向けの「駐輪帯（歩道上に設けた自転車駐車器具）」の設置を進めており、30年度末現在、八王子駅北口周辺には9か所265台分を設置しています。また、西放射線ユーロードには「可動式駐輪器具（サインラック）」を10基30台分配備しています。市では引き続き、中心市街地周辺への駐輪帯の設置を検討していきます。



ジョイ五番街通り自転車駐輪帯

(3) 違法看板対策

15年7月から続く違反对策により、市民ボランティアによる除却協力員制度、除却委託等の対応で、市内の捨て看板は大幅に減少しています。

中核市への移行に伴い、27年4月に「八王子市屋外広告物条例」を施行し、引き続き電柱や歩道に不法にある立看板、貼り紙や貼り札などの捨て看板対策を行っています。

(4) みんなの町の清掃デー・みんなの川の清掃デー

恵まれた自然を守り、郷土を愛する心を育むとともに地域住民のふれあいの場として、「美しい八王子をつくる会」が町会・自治会等の協力を得て、毎年「みんなの町の清掃デー」と「みんなの川の清掃デー」を開催しています。また、30年度は、秋にも町の清掃デーを開催しました。



みんなの川の清掃デー

30年度の開催状況

名称	実施日	参加数		ごみ回収量 (kg)		
		団体	人数	可燃	不燃	合計
みんなの町の清掃デー	5月27日	221	14,597	14,000	1,080	15,080
みんなの川の清掃デー	9月2日	121	5,280	15,630	1,660	17,290
秋の町の清掃デー	9月2日	44	2,121	5,140	60	5,200

(5) 害虫対策

市には毎年、ダニや蚊、ハトやネズミなどの害虫等の駆除相談が多く寄せられており、その数は年間1,500件を超えています。中でもハチの駆除相談が最も多く、30年度には991件の相談が寄せられました。ハチに関する相談は年間を通してありますが、中でもハチの活動が活発になる6月から11月に多く、特に7月から9月までの3か月間で746件の相談がありました。

市では、ハチを含め害虫などの駆除は行っていないが、駆除方法の簡単な説明や駆除業者の紹介、また、ハチの駆除を行う方には、防護服と殺虫剤を無料で貸し出しています。

また、ハチに対しての理解を深めてもらうため、市民・大学との協働により、ハチ対策冊子「教えて『ハチ博士』」を作成しています。冊子は、市のホームページからもダウンロードできます。



ハチ対策冊子

(6) 空閑地の雑草対策

「八王子市民の生活環境を守る条例」に基づき、病虫害の発生予防や防犯上の観点から、適正に管理されていない土地の所有者などに対して、空閑地の雑草対策として、雑草の除去及び清掃管理などの指導を行っています。

(7) 電波障害の未然防止

テレビ放送は、社会における情報伝達的手段としてきわめて重要な役割を果たしていますが、高層建築物等の建築に起因する障害や電氣的雑音などにより、受信障害が発生する場合があります。

市では、建築物による受信障害を未然に防止するため、「八王子市民の生活環境を守る条例」により、建築主による対策を義務付けています。また、「八王子市集合住宅等建築指導要綱」に基づき、高さ10m以上の建築物の建築について事前協議を行い、計画時点における調査等について事前確認を行うなど、受信障害対策の指導を行っています（30年度事前協議件数：31件）。

なお、23年7月に、受信障害を受けにくい方式である地上デジタル放送へ移行したことで、高層建築物等に起因する電波障害に関する苦情は大幅に減少しています。

(8) みどりのまちづくり支援事業

地域の景観の向上やうるおい豊かな街並みの形成の推進と、緑化意識の高揚を図ることを目的として、市内において緑化活動を行う団体に対し、必要な苗木や資材を支給しています。対象となる団体は、町会・自治会及び同一の道路に面する近隣3世帯以上で構成された団体で、対象となる場所は、個人住宅や集合住宅に隣接する公共性の高い場所としています。

30年度は、15団体に花苗や用土などを支給し、緑化による居住環境の向上に貢献しました。

2 評価

ここでは、基本施策Ⅳ—1美しく快適なまちの保持についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
まちの美観が保持されていると思う市民の割合	46.4%	52.3%	55.9%	60%

(指標のねらい)

市民のまちの美観の意識を把握することにより、良好な生活環境の確保につなげます。

基本施策の評価： おおむね順調

<市内部での総括評価>

電柱や歩道にある不法な立て看板、貼り紙や貼り札などの捨て看板の除去枚数が減少したことや、違法置き看板の実態調査から巡回等による施策の効果により違反店舗などが減少していることがわかる。

<今後の展開>

継続的に事業を展開することにより美しく快適なまちの保持を図る。

<環境推進会議での相互評価>

様々なまちの美化を推進する施策があるが、ボランティアと協働で行うことによって、広く市民に啓発できると考える。是非、市民・事業者と一緒に継続して取り組んでいただきたい。

第2項 安全で健康な暮らしを守る

1 公害防止対策の推進

(1) 水質測定

市では、河川や地下水の水質汚濁の防止を図るため水質測定を行っています。

市内の河川では、毎月8か所の環境基準点と1か所の環境測定地点で測定を行っています。20年度以降、すべての測定地点でBOD^{注1)}75%水質値^{注2)}の環境基準を満たしています。

また、地下水については、水質汚濁防止法に基づき都が定めた水質測定計画により水質測定をしています。市内を20ブロックに分け、1年に5ブロックごとの水質測定（概況調査）を行っており、30年度の概況調査では、全ての地点で環境基準を達成しています。

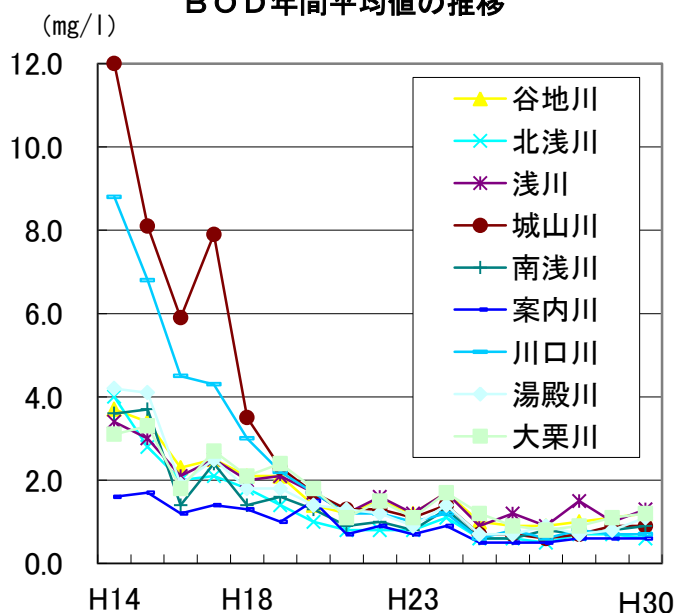
市内河川BOD75%水質値 注2)

(単位: mg/l)

河川名	測定地点	75%水質値	環境基準 注3)
谷地川	下田橋下	1.2	○
浅川	中央道北浅川橋	0.6	○
	長沼橋下	1.3	
城山川	五反田橋	0.9	○
南浅川	横川橋	0.9	○
案内川	御室橋	0.6	○
川口川	川口川橋	0.7	○
湯殿川	春日橋	1.1	○
大栗川	東中野橋	1.2	○

○: 基準達成、×: 基準未達成

BOD年間平均値の推移



注1) BOD : 有機物による河川の汚染度を示すもので、数字が大きいほど汚れが著しい。

注2) BOD75%水質値 : BODの環境基準の達成状況を見るもので、n個の日間平均値を数値の小さいものから並べたとき0.75×n番目にくる数値。

注3) 環境基準 : 人の健康を保持し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい目標。

(2) 工場・事業場への対応

市では水質汚濁防止法に基づく届出の事前審査や指導を行い、水質汚濁の未然防止に努めています。

また、工場及び事業場への立入検査を実施し、届出の内容、排水処理施設の状況や排水基準の遵守状況を確認しています。

水質検査を伴う立入調査結果(30年度)

立入 事業場数	水質検査 回数	行政措置	
44	25	行政指導	3件
		改善命令	0件
		排水の一時停止命令	0件

(3) 大気汚染物質低減への取組

ア 自動車排出ガス対策

自動車排出ガスへの対策では、これまでの窒素酸化物(NO_x)を中心とした対策に加え、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質への規制が行われています。今後は、粒子状物質の削減対策にとどまらず、より低排出ガス・低公害な自動車への転換を推進することが必要です。

市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づいて都が策定した「自動車環境管理計画」により、公用車の低公害車への転換を推進しています。

自動車環境管理計画（第4期計画書）の目標として、令和2年度に特定低公害・低燃費車等の15%以上の導入を目指しています。ごみ収集車の更新時にはクリーンディーゼル車などを導入するなど、公用車の低公害・低燃費車への転換を図ります。

イ 光化学スモッグ対策

自動車、工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)は、太陽の強い紫外線によって化学反応を起こすことにより光化学オキシダント(O_x)という物質に変化します。そして、光化学オキシダントの濃度が高くなると、白く霧がかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼びます。主に4月から10月の日差しが強く気温が高い、風の弱い日に発生しやすくなります。

都や市では、光化学オキシダント濃度を下げるため、揮発性有機化合物を使用する事業者に対し排出量の規制や適正管理による排出量の削減を図っています。また、市では、光化学スモッグ発令時には学校等へ情報周知を行い、被害の未然防止に努めています。

光化学スモッグの発令回数

発令・年度	H26	H27	H28	H29	H30
学 校 情 報	14	15	9	4	10
注 意 報	4	4	2	0	2
警 報	0	0	0	0	0

ウ 工場・事業場への対応

市では、大気汚染防止法及び環境確保条例に基づき、工場等から排出されるばい煙の排出基準遵守等の指導を行っています。

また、大気汚染防止法等では、工場・事業場におけるばい煙、粉じん（一般粉じん）及び特定粉じん（石綿）を排出する施設について排出基準や構造基準等を定め、事業者はこれらの施設の設置や構造等の変更時には事前の届出が必要となっています。

市では、これらの届出に基づき、事前に審査・指導を行い、未然に大気汚染の防止を図っています。

エ 常時監視体制

市では、大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を常時監視しています。

測定結果は、毎日の時報データを本市のホームページに掲載しており、市民への情報提供に努めています。(http://www.taikikansi-hachioji.jp/realtime.htm)

一般環境大気測定室			自動車排出ガス測定室		
1	片倉町測定室	片倉町 553	1	八木町測定室	八木町 8-1
2	館町測定室	館町 1097-66	2	下柚木測定室	下柚木 498
3	大楽寺町測定室	大楽寺町 419	3	打越町測定室	打越町 1647-6
4	川口町測定室	川口町 2694-5			

オ アスベスト対策

アスベスト除去工事の届出件数

(ア) アスベスト除去工事の届出

大気汚染防止法及び環境確保条例による除去工事の届出は右表のとおりです。

民間施設などでもアスベストの除去が進んでいることがうかがえます。

届出件数・年度	H28	H29	H30
大気汚染防止法	12	43	67
環境確保条例	11	42	67

(イ) 大気濃度測定

市では、17年11月から一般環境大気測定室2か所及びアスベスト除去工事周辺などで大気濃度測定を行い、アスベストの飛散状況を監視しています。

(4) 有害化学物質の取組

ダイオキシン類の調査結果

(1) 大 気 単位 (pg-TEQ/m³)

地 点	年平均値	環境基準 (年平均値)	回数	測定月
片倉町	0.014	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	4	5・8・11・2
大楽寺町	0.015	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	4	5・8・11・2

(2) 河川水質 単位 (pg-TEQ/L)

地 点	調査結果	環境基準 (年平均値)	回数	測定月
城山川 (五反田橋)	0.051	1 pg-TEQ/L 以下	2	5・9
川口川 (川口川橋)	0.074			
南浅川 (横川橋)	0.036			
谷地川 (下田橋下)	0.051			6・10
湯殿川 (春日橋)	0.074			
浅川 (中央道北浅川橋)	0.036			

※複数回測定地の数値は平均値

(3) 河川底質 単位 (pg-TEQ/g)

地 点	調査結果	環境基準 (年平均値)	回数	測定月
城山川 (五反田橋)	1.3	150 pg-TEQ/g 以下	1	9
川口川 (川口川橋)	1.2			
南浅川 (横川橋)	0.77			
谷地川 (下田橋下)	1.3			10
湯殿川 (春日橋)	1.2			
浅川 (中央道北浅川橋)	0.77			

(4) 土 壌 単位 (pg-TEQ/g)

地 点	調査結果	環境基準	回数	測定月
公園 (大和田町)	11	1000 pg-TEQ/g 以下	1	10
公園 (戸吹町)	0.40			
公園 (宮下町)	1.5			
公園 (川口町)	0.44			
公園 (川口町)	4.9			
公園 (檜原町)	0.47			

ア ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称です。

このダイオキシン類の主な発生源は、廃棄物の焼却による燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉など様々な発生源があります。

ダイオキシン類による環境汚染の防止などを目的として、12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、これに基づき市では大気や水質などの測定を実施し、その結果を公表しています。



北野清掃工場

また、廃棄物焼却炉（焼却能力50kg／時以上）などの特定施設の設置者は、施設の設置や構造変更時の届出や毎年1回以上のダイオキシン類の測定などが義務付けられています。市内には2つの清掃工場がありますが、いずれの工場も排出基準を満たしています。なお、環境確保条例ではダイオキシン類対策特別措置法の対象とならない小規模の廃棄物焼却炉による焼却や野焼きについても原則禁止しているため、市はこれに基づき指導を行っています。

清掃工場におけるばい煙中のダイオキシン濃度

単位：ng-TEQ/m³N

	排出基準	H26	H27	H28	H29	H30
戸吹清掃工場	1	0.19	0.028	0.036	0.19	0.47
館清掃工場		休止	休止	休止	休止	休止
北野清掃工場		0.15	0.011	0.021	0.024	0.044

※ 測定値については最大値を掲載しています。

イ 有害大気汚染物質

近年、低濃度ではありますが、多様な化学物質が大気中から検出されています。有害大気汚染物質は塗料の溶剤、金属洗浄剤やガソリンなどに含まれており、自動車からも排出されます。

市では、片倉町及び大楽寺町測定室において、揮発性有機化合物、アルデヒド類、ベンゾ（a）ピレン及び重金属類など27物質について年12回測定を行っています。このうち、環境基準が定められている4物質の測定結果は、いずれも環境基準を達成していました。

有害大気汚染物質調査結果

（単位：μg/m³）

項 目	片倉町測定室平均値	大楽寺町測定室平均値	環境基準
ベンゼン	0.75	0.76	3.0
テトラクロロエチレン	0.088	0.10	200
トリクロロエチレン	0.43	0.47	130
ジクロロメタン	1.1	1.3	150

ウ 化学物質の適正管理

大気環境などへの排出量が多い化学物質には、トルエンやイソプロピルアルコールなど、塗料の溶剤や印刷工程で使用するものが挙げられます。化学物質は適正な管理を通じて環境への排出抑制などを図るため、14年度からは環境確保条例により、適正管理化学物質（59種類）を年間100kg以上取り扱う者に対し、使用量、製造量及び排出量などを市長へ報告することが義務付けられています。

さらに、従業員が21人以上の事業所については「化学物質管理方法書」を市長へ提出することが義務付けられており、26年度からは、震災対策を盛り込んだ化学物質管理方法書が提出されることになりました。これらの届出に基づき立入検査を実施し、適正管理や排出抑制等の指導を行いました。

適正管理化学物質使用量等報告件数

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
適正管理化学物質使用量等報告件数	134	132	145	145	138
化学物質管理方法書受理件数	46	19	28	19	23

エ 土壌汚染対策

土壌は、人をはじめとする生物が生きていく基盤であり、水や空気と同様に良好な環境を作り出す重要な要素です。近年、事業活動の進展によって、土壌汚染の要因が広がりつつあります。土壌汚染の原因は、工場や事業場での化学物質の漏出や廃棄物の投棄などが主なものとなっており、いったん汚染されると土壌に有害化学物質が蓄積され汚染の状態が長期にわたる特徴があります。

土壌汚染に起因する健康被害を防止するため、環境確保条例の土壌汚染に関する規定が13年10月に、土壌汚染対策法が15年2月に施行されました。31年4月には法及び条例が改正され、手続き等が見直されました。有害物質を取り扱う事業場に対しては、事業場や施設の廃止時や土壌汚染のおそれがある場所での工事を行う際に土壌調査を義務付けています。また、3000㎡以上の規模の工事を行う際等にも、対象地の土壌汚染のおそれを確認するため、事前に届出を行う必要があります。市では、この法律と条例を運用し、事業者等が適正な対応を行うよう指導しています。

オ 殺虫剤・農薬

化学物質が健康に影響を与えるのを未然に防ぐため、都は「化学物質の子どもガイドライン（殺虫剤樹木散布編）」と「子どもガイドライン」を、農林水産省・環境省は「住宅地等における農薬使用について」の通知や「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」のリーフレットを作成しています。市では、市民が安心して生活できる環境を確保するため、ホームページで随時情報提供し、安全な管理を行うよう呼びかけています。

(5) 騒音・振動の取組

ア 道路交通騒音

市では、主要幹線道路で自動車騒音の測定を行っています。

騒音規制法では、定める限度（要請限度）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、都道府県の公安委員会に対し措置を執るよう要請することができます。30年度は、この要請限度測定を1地点で実施し、昼間・夜間共に要請限度以下でした。

また、自動車騒音の測定値をもとに、道路の端から50mの地域に立地する住居ごとに騒音レベルを推計し、環境基準値を下回った戸数が全住居戸数の何%になるかという環境基準測定調査も行っています。30年度は、16地点を調査し、全路線合計で昼間が99%、夜間が97%という環境基準達成率となりました。



道路交通騒音測定

イ 工場・事業場や建設作業の騒音・振動対策

市では、騒音規制法や振動規制法をはじめ、環境確保条例に基づく認可・届出のある工場等に対し、規制基準を遵守するよう技術指導を行い、公害発生の未然防止に努めています。騒音・振動は同時に発生するケースが多く、工場等の規模や立地条件などを考慮しながら適切な防止対策を指導しています。

また、著しい騒音や振動の発生を伴う建設作業については、騒音規制法と振動規制法に特定建設作業に関する規定があり、該当する作業について事前の届出が義務付けられています。市では、届出があった場合、騒音や振動の大きさ及び作業時間等について指導を行っています。

ウ 航空機騒音防止対策

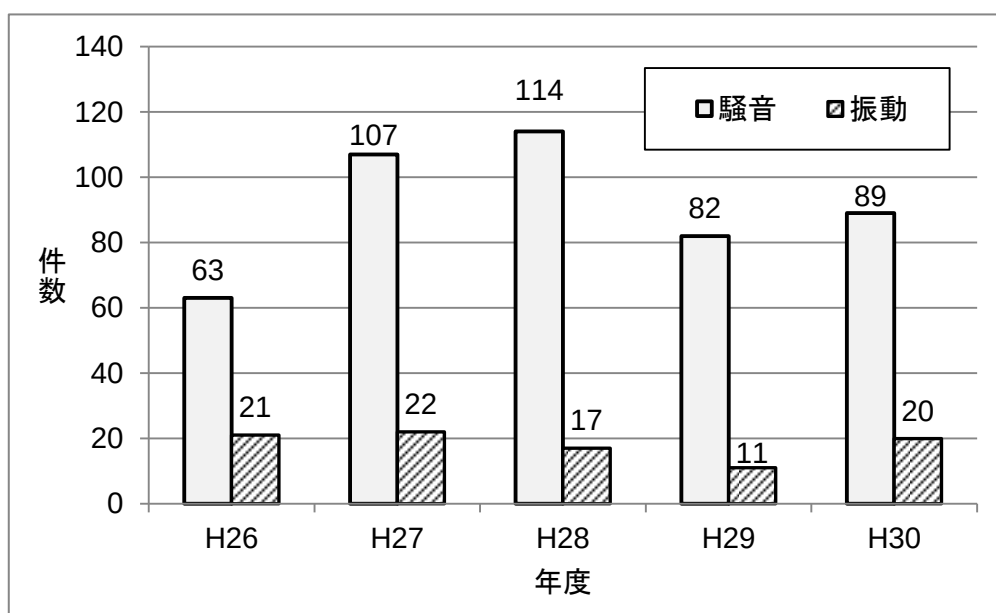
本市東部の上空には、米軍横田飛行場を離発着する航空機の飛行ルートがあります。29年度の都及び市の騒音測定結果は、5か所の測定地点において環境基準値以下でした（基準値：Ⅰ類型57デシベル以下、Ⅱ類型62デシベル以下）。

国は航空機の騒音対策として対象区域を指定し、住宅防音工事の補助制度を実施しています。また、市では、市民の生活環境を守る視点から、東京26市で構成されている東京都市長会を通じて騒音対策の充実等について要望を行っています。

エ 市民の生活環境を守る対応

市では、上述のア、イ、ウのほか、個別に苦情が寄せられた場合には、現場の状況を確認した上で必要な対策を指導し、問題の解決を図っています。

○騒音・振動による苦情件数



○道路交通騒音・振動測定の実施限度超過地点数

年度 (測定地点数)		H26 (6)	H27 (5)	H28 (1)	H29 (1)	H30 (1)
騒 音	昼 間	0	0	0	0	0
	夜 間	1	0	0	1	0
振 動	昼 間	0	—	—	—	—
	夜 間	0	—	—	—	—

2 評価

ここでは、基本施策Ⅳ—2 安全で健康な暮らしを守るについての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	H29 年度実績	H30 年度実績	最終目標 (R5)
周囲の生活環境(大気汚染、騒音・振動)について良いと感じている市民の割合	41.9%	44.2%	51%	60%
光化学オキシダント「昼間の1時間値が0.06ppm以下の日数」	—	274 日	282 日	285 日

(指標のねらい)

市民の生活環境に関する意識を把握することにより、良好な生活環境の確保につなげます。

基本施策の評価 : おおむね順調

<市内部での総括評価>

水質、大気、土壌、空間放射線量の測定を実施することにより、市内の環境状況の把握に努め、市民に対し適時情報提供を行った。また、河川水質のBOD環境基準(BOD75%水質値)は全河川で目標を達成し、達成率の100%が維持されている。規制基準の遵守についても現地調査を行い適切に指導を実施した。

<今後の展開>

引き続き環境測定を実施し、市民に情報提供を実施するとともに、規制基準に対する監視体制の強化、指導を徹底する。また、生活環境の良さをPRする方策を検討する。

<環境推進会議での相互評価>

河川の水質測定や大気測定の結果を見ると、八王子の川がきれいになっていることや大気汚染が改善されているのがわかるが、成果指標の結果では、市民に感じてもらえていない。今後は、市民に向けて生活環境の良さをPRすることも必要である。